

平成22年度 須賀川市議会委員会行政調査報告書

須賀川市議会

委員会		期間	調査内容	調査地	資料ページ
常任委員会	総務	8月18日～20日 (3日間)	石狩市における行政評価の取り組みについて ・行政評価委員会について ・行政評価の出前説明について	北海道石狩市	1～5
			恵庭市における行政評価の取り組みについて ・行政改革推進委員会について ・まちづくり委員会について	北海道恵庭市	6～10
		11月16日	茨城空港の取り組みについて ・施設の概要について ・施設整備の経緯及び事業費について ・利用促進に向けた取り組みについて	茨城県小美玉市	11～18
	建設水道	7月28日～30日 (3日間)	三田市公営住宅再生マスタープランについて ・再生プランの改定について ・再生プランの概要について	兵庫県三田市	19～26
			三次市汚水適正処理構想の概要について ・三次市汚泥再生処理センターの概要について	広島県三次市	27～33
	生活産業	7月14日～16日 (3日間)	釧路市市民防災センターについて 釧路市公設地方卸売市場について 地産地消の取り組みについて	北海道釧路市	34～47
			帯広市の中心市街地活性化について	北海道帯広市	48～54
	教育福祉	7月28日～30日 (3日間)	伊達ウェルシーランド構想について ・取り組みの経緯と内容について ・今後の課題等について	北海道伊達市	55～64
			子ども未来重点施策（恵庭型プレイセンター）について ・取り組みの経緯と内容について ・今後の課題について	北海道恵庭市	65～70
	議会運営委員会	8月3日～5日 (3日間)	議会運営全般について ・一般質問における一問一答制について 議会改革の取り組みについて	大阪府泉南市	71～74
議会運営全般について ・一問一答制について 議会改革の取り組みについて			京都府亀岡市	75～83	

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成 22 年 8 月 18 日	調査先	北海道石狩市
参加者	委員長 鈴木忠夫 委員 佐藤瞭二 丸本由美子 桐生傳一 副委員長 五十嵐伸 村山廣嗣 水野敏夫 企画財政部長 石井正廣 随 行 調査係長 村上正紀				
応対者	議会事務局 小西次長 同 須藤主査 企画財政部企画課 松田課長 同 中西主査				

調査項目 : 「石狩市における行政評価の取り組みについて」

- ・行政評価委員会について
- ・行政評価の出前説明について

1 石狩市の概要

区 分	内 容 等
人 口 (22 年 4 月 1 日現在)	61,109 人 男 29,658 人 女 31,451 人
世帯数 (22 年 4 月 1 日現在)	26,250 世帯
面 積 (22 年 4 月 1 日現在)	721.86k m ²
一般会計当初予算 (22 年度)	25,590,000 千円
議員数 (22 年 4 月 1 日現在)	24 人

2 行政評価の特徴と体系について

【行政評価のあゆみ】

平成 13 年度 事業評価をスタートさせる。

平成 19 年度 「第 4 期石狩市総合計画(平成 19 年度～平成 28 年度)」のスタートにあわせ、施策評価についても実施する。

【評価機関】

施策評価は市職員以外の第三者で組織する「石狩市行政評価委員会」を設置して行っている。施策評価は評価の客観性と透明性を確保するために行っており、委員は学識経験者 3 名と公募委員 2 名で構成されている。

事業評価は事業の効率性、有効性の観点から担当課長と担当部長が評価を行っている。

【評価の流れ】

施策評価は担当部長の評価、パブリックコメントを経て、行政評価委員会の評価が最終評価となる。

事業評価は担当課長の評価、パブリックコメントを経て、担当部長の評価が最終評価となる。

それぞれの評価結果は、次年度予算・行財政改革等へ反映されるとともに、総合計画の見直しへとつながることとなっている。

【施策評価の視点】

達成度：成果指標の目標の達成（進捗）状況

有効性：施策に関連する事業の有効度

効率性：費用対効果

妥当性：施策の取り組み姿勢

【事業評価の視点】

妥当性：施策との関連、統合連携の要否、市関与の必要性

公平性：受益者負担の可否

有効性：成果の達成状況、事業適否

効率性：コスト削減の適否

【特徴】

- ・市民の目で行政評価が分かりやすく理解されるよう工夫している。
- ・市民が評価シートの内容が分からない場合には、希望する集団に対し出前説明に出向いている。
- ・行政の意思決定や判断基準について、市民への説明責任を果たしていくためには、行政活動の目的や成果を客観的な指標や数値で示す必要があり、そのためのツールとして行政評価を活用している。

3 質疑応答

Q: 行政評価と議会とのかかわりをどうなっているのか。

A: 2月に所管の委員会にとりまとめた前年度事業の行政評価報告書の内容を報告している。

Q: 行政評価結果は9月の決算審査と連動しているのか。

A: 平成21年度事業まではできないできている。平成22年度事業からは連動できるようにしたい。そのためには、全事業を評価する必要があり、その作業を来年の9月前に終わらせたいと考えている。

Q: 行政評価委員会の委員を公募しているが、その方法、予算額、評価結果の公表はどうされているのか。

A: 委員の公募方法はホームページや広報で行っており、委員会の予算は委員報酬のみである。評価結果については、ホームページで行っている。

Q: 行政評価の中間公表はどの時点で行っているのか。

A: パブリックコメントを集約後に行っており、集まったパブリックコメントと合わせてホームページや図書館で公表している。

Q: 事業評価は職員の仕事量だけを増やすのであれば、どうかと考えている。評価シートはどのような経過で決められたのか。

A: 評価シートの様式は試行錯誤により年々微修正を加えながら行っている。修正にあたっては、次年度につながるように配慮している。現在使用しているA、B、C、Dという評価基準は市民にはわかりやすいと思われるが、本来、行政評価はどうあるべきなのかの議論を深める必要がある。

評価結果を予算にどう反映していくかが難しく、今後の課題である。

行政評価を通じて事業の質を高めていくという視点を常に大切にしている。

Q: すべての事業の事業評価を行う意義は何か。また、議員側では事業評価をどう捉えているのか。

A: 事業評価をすることによって、結果的には事業の質を高めることにつながる。自治体が財政難の中では、無駄な事業は行えず、すべての事業の評価を行うことにより事業の優先順位を付けなければならない時代となってきた。

議員側には、今後決算審査の参考として活用されるように準備して参りたい。

Q: 事業評価を外部委員にもお願いしているが、メリットとデメリットがあれば教えてほしい。

A: メリットは外部委員の視点加わることにより、結果として事業の質を高めることにつながっていると考えている。

デメリットとしては、外部委員はすべての事業内容に精通しているわけではないので、事業の必要性や背景をご理解いただくために多くの時間を必要とする傾向がある。

4 参加委員の所感

鈴木忠夫委員長

今回は行政評価委員会と行政評価の出前説明について研修した。市民目線を重視した評価を行うことを目的に外部委員会として行政評価委員会を立ち上げ、行政の施策や事業の評価を行い、見直しや改善につなげていきたいとのことであるが、議会や議員は関与してなく、結果報告書を見て一般質問等に利用するとのことであるが、私は市民目線のメリットもあると思うが、スムーズな改善や見直しにつなげていくには様々な困難があると感じた。

また、行政評価の出前説明については、これまで教育に係るもので1回だけ行ったとのことである。

五十嵐伸副委員長

平成13年度から事業評価を実施し、今年の2月に平成21年度の行政評価（施策・事業）の結果表をとりまとめたようであるが、これまでの作業経過のお話を聞くと、試行錯誤をして作成した様子である。様式についてもまだ検討中であるように感じました。

行政評価委員会についての取り組みは少し中途半端な感じがし、本当に必要な委員会であるのか、また議会との関係についても考えさせられる。

まだできあがったばかりの状況であるので、もう少し経過を見て、須賀川市でも参考になるのか判断しなければならないと考えました。ただ、今後の厳しい行財政環境を考えると、いろいろな市の取り組みを参考にしながら、当市独自の施策・事業評価シートの作成について提言していきたいと感じました。

佐藤瞭二委員

石狩市の行政評価（事業評価及び施策評価）の取り組みは、平成13年度から始めたとのことです。以後、様式をその都度見直し現在にいたっている。スタート時は決められた財政に対し、事業仕分けのように、事業効果を検証しながら、見直しに努めてきたとのことです。今後はただ事業の費用対効果を検証するだけでなく、“事業の質”を高めるための検証の役目を加え、進めていくとのことです。

本市も、同じように行政評価制度を進めており、今、様式の見直しや財政、総合計画、行政評価をリンクして行う検討を進めているようです。

議会の検証する役目も重要になってくると思いますし、市民への周知をどのようにすればよいか、今後の課題でもあると思っております。

丸本由美子委員

多くの資料の提示と詳しい説明に、石狩市が平成13年度から事業評価に取り組み、平成19年度から本格実施した施策評価などの取り組みから、担当者の熱意が感じられました。しかし、その手法は評価委員会が勉強会5回、委員会10回開催し、外部委員会として役割を発揮しているという特徴がありましたが、議会との関係、行政自ら行う評価との整合性を考えると、疑問や、須賀川市で進められている行政評価の進展からして、様々な角度から考慮していく課題を見た気がしました。

職員への加重事務や外部委員会のあり方は、今後慎重に検討すべきだと思います。

桐生傳一委員

平成13年より事業評価が実施されており、石狩市総合計画を踏まえての施策評価と事業評価が継続され実施されております。行政評価委員会は担当部長の一次評価とパブリックコメントを含めた最終評価を行っている。

内部評価に対して外部評価は時代ニーズの変化を捉え、市民目線を意識した評価であります。外部評価については、メリット、デメリットが併存し、全体的施策と個々の事業の推進についての整合性と方向付けが求められている。

行政評価の出前説明については、出前講座を開設し、評価内容についての説明を行う趣旨は理解できるが、実際には年1回しか実施されておらず、今後再検討が必要であると思われた。

村山廣嗣委員

行政評価委員会は40ある施策の中から12施策を評価対象としており、第1期は部長2名が参加したが、第2期の平成19年度以降は市当局の参加はなく、学識経験者3名（道庁OB、市のOB、北大教授）と市長が公募した者2名の計5名で構成されている。行政評価委員会では担当部長のヒアリングを経て最終評価を行っているが、成果指標の妥当性についても検討することとしている。

最終評価結果を市情報公開コーナー、ホームページ、広報等で公表しているところは評価できる点である。なお、行政評価については出前講座を行っているが、そもそも本事業は教育委員会が主管となっている各種講座のメニューの一つとなっているものである。

水野敏夫委員

行政評価委員会によって最終評価されている。評価委員は見識者3人と一般公募2人で構成され、ホームページなどで募集している。

評価委員会は、事前に5回の勉強会によって事業の知識を得て、10回の評価委員会を開催してA～Dの4段階に評価しています。

評価委員の人数が少なく、特に一般公募が少ないように感じられた。これは予算の関係だそうで、1回の日当が見識者6,200円、公募者5,400円だそうです。もっと多くの市民の意見が必要ではないかと感じました。

9月末から11月上旬までの約1か月半で、10回の委員会は、委員の事前調査も必要であり、日程がきつく感じられた。



石狩市での行政調査の様様

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成 22 年 8 月 19 日	調査先	北海道恵庭市
参加者	委員長 鈴木忠夫 委員 佐藤瞭二 丸本由美子 桐生傳一 副委員長 五十嵐伸 村山廣嗣 水野敏夫 企画財政部長 石井正廣 随 行 調査係長 村上正紀				
応対者	市議会 宮 議長 議会事務局 加納主査 企画振興部企画調整課 太細主幹 同 大槻主査				

調査項目 : 「恵庭市における行政評価の取り組みについて」

- ・行政改革推進委員会について
- ・まちづくり委員会について

1 恵庭市の概要

区 分	内 容 等
人 口 (22 年 4 月 1 日現在)	68,769 人
世帯数 (22 年 4 月 1 日現在)	30,278 世帯
面 積 (22 年 4 月 1 日現在)	294.87k m ²
一般会計当初予算 (22 年)	21,836,300 千円
議員数 (22 年月 1 日現在)	22 人

2 行政評価の特徴と体系について

【行政評価のあゆみ】

- 平成 12 年度 行政評価の調査検討を開始。
- 平成 15・16 年度 行政評価を試行的に実施。
- 平成 17 年度 行政評価を本格的に実施。
- 平成 20 年度 事業仕分け的手法を用いた協働評価を導入。

【行政評価導入の背景】

- ・平成 23 年度に投資的経費を含めると十数億円の累積財源不足の恐れが出てきた。
- ・まちづくり再生戦略の一つとして位置付けられた。

【評価機関】

- ・協働評価の主体となる「まちづくり委員会」を市民 8 人と職員 4 人で組織し、3 年 1 サイクルで既存事業の見直しに取り組んでいる。
- ・はじめの 2 年間で総合計画の目標に基づく約 650 事業をすべて評価し、最終年度は全体の総点検・総括を行うこととしている。

【協働評価（事業仕分け）の概要】

・ 恵庭市の事業仕分けの基本：その行政サービスはそもそも必要か。 ⇒ 必要ならそれは行政か民間か。 ⇒ 行政なら改善が必要か、現行どおりか。

・ 事業仕分けは市民への説明責任、職員の意識改革、事務事業の改善につながると捉えている。

【協働評価の方法】

・ 1次評価（所管部による自己評価）：決算調書の作成を兼ね、事業の目的達成度や施策貢献度、改善状況、協働評価すべきか等について評価。

・ 2次評価（専門部会による内部評価）：1次評価の調書をもとに事業を再点検するとともに、協働評価対象事業を選定。

・ 3次評価（まちづくり委員会による評価）：市民と行政の協働による「まちづくり委員会」が事業仕分けを実施。

【協働評価の成果】

・ 行財政改革の方向性が決定され、財政健全化対策のメニュー化が実現できた。

・ 市職員にとっては事業本来の必要性や情報公開のあり方を再考するきっかけになった。

・ 参加市民にとっては、官と民の本質的な議論ができ、行政サービスのコスト意識を持つきっかけとなった。

・ 事業仕分けは、結果よりも経過（議論している過程）の中に多くの意義があった。

3 質疑

Q: 事業仕分けによって議会の決算審査にどのような影響が出ているのか。

A: 明確にどのような影響があるかについては、現状ではわからない。

Q: 協働評価調書の人件費の算出はどのように行っているのか。

A: 職員の年間従事日数のうち当該事業に従事する日数で按分して行っている。

Q: 国の事業との整合性をどうしているのか。

A: 機関委任事務の取り扱いについては事業仕分けにはなじみにくいと考えている。

Q: 事業仕分けと市長のマニフェストとの関係はどうか。

A: 事業仕分けの結果が市長のマニフェストと違う結果になったとしても、それは仕方がないことだと考えている。

Q: まちづくり委員会での1事業あたりの評価時間は何分程度にしているのか。

A: 1事業あたり5分程度で進めることとしているが、長くなりがちである。

Q: まちづくり委員会委員長（コーディネーター）の選出基準はあるのか。

A: 市民委員にお願いしており、必要に応じ職員の委員が補足説明などを行っている。

Q: 協働評価の日程はどのようになるのか。

A: 1次評価を経て、2次評価、3次評価と段階的に行っている。

Q: 公募委員8人は何人の申し込みで決まったのか。

A: 申し込みは8人で決まった。現在は公募委員が2人減の6人となっている。

Q: 評価結果の提示時期はいつか。

A: 事業仕分け作業は8月で終え、9月議会に報告している。この結果をもとに次年度予算に反映されるよう求めている。

Q: 事業仕分けの結果、事業廃止となったが、議会ではその事業は必要と判断した場合はどのようなになるのか。

A: 事業仕分けは参考に過ぎない。決定権は行政（首長）と議会にあると考えている。

Q: パブリックコメントを取り入れていないのはなぜか。

A: 各種計画の策定にあたってはパブリックコメントを募集しており、事業仕分けには向いていないと考えているためである。

Q: 事業仕分けにあたってデメリットはなかったのか。

A: 市職員からは不評である。職員の考えが否定されたときは、プライドが傷つき精神的にかなりきついという声も聞かれる。

Q: まちづくり委員会の傍聴者は何人ぐらいいたのか。

A: 多いときで10人程度だった。土曜日や夜間に実施したこともあったが、傍聴者はなかなか集まらない状況である。

Q: まちづくり委員会の委員に議員を入れる議論はなかったのか。

A: 議員の一般質問でその話題が出た時もあったが、議員が委員に入るべきとの議論にはならなかった。

4 参加委員の所感

鈴木忠夫委員長

平成12年度に行政改革推進本部において「行政評価制度の導入」の調査検討を開始し、その後平成15・16年度の試行を経て、平成17年度に本格導入された。平成19年度時点で、5年後の平成23年度には投資的経費を含めて10数億円の累積財源不足となり、貯金を充てても8億円の不足になるという市が直面している危機的な財政状況があったことから、平成20年度に事業仕分け的手法を用いた協働評価をする「まちづくり委員会」を立ち上げた。委員会は市民8人、職員4人で組織され、3年1サイクルで既存事業を見直すこととなった。

はじめの2か年で総合計画の目標に基づく約650事業をすべて評価し、最終年度は全体の再点検・総括を行うとのことである。まちづくり委員会では2か年で95事業を抽出し、協働評価（事業仕分け）を実施した。その結果を行財政改革本部に示し、95事業は事務事業の改善等が必要とされ、40事業は財政健全化対策検討メニューに位置付けられ、そのうちの21事業が廃止または縮小となり、約7千万円の経費削減効果があったとのことである。

五十嵐伸副委員長

恵庭市では早い時期（平成12年度）から調査・検討をされ、平成17年度から本格導入されたようであるが、説明を聞いた内容では、市民も参加した事業評価をするだけの内容ではないかと感じました。

ただ、これも一つの方法だと考えますが、当市においては予算などあらゆる面に対応できる（使われる）行政評価制度の導入を調査・研究して作成していただきたいと思います。

佐藤瞭二委員

恵庭市は約 650 事業を抜粋し 3 年を 1 サイクルとして全 121 事業を協働評価（事業仕分け）を実施しています。その結果を事業改善及び財政健全化対策メニューとして成果をあげています。最終的には行財政改革の方向性を進めておりました。成果としては、自治体職員及び市民の意識改革に生かされているとのことでした。

事業仕分けは“結果”よりも“経過”（議論による過程が大事）を重視しておりました。本市においても、事業の効果ある施策の遂行は、常に市民にとってどうあるべきかを考え、しっかり理解と了解が得られるよう、また、その時に一番必要とされている現状を把握し進めていくことが、行政の役割であろうと思っております。

行政評価システムはそれぞれの自治体で違います。改めて、行政の役割は何かを原点に立ち返り進めることも一つと考えます。

丸本由美子委員

いち早く取り入れた「事業仕分け」という手法を用いた行政評価には驚きました。市民と職員とで組織された「まちづくり委員会」として行う協働評価には、須賀川市とは異なる方法ではあったものの、課題は予算の反映や公募による評価委員（外部も市役所内も）の選定であるということは、想定していたとおりであった。評価手法もイエスカノーかと言った感があり、行政サービスの是非は予算における費用対効果を持ち出すことなく、実施されなければならないものも多々あると思われました。

一方、事業仕分けでの市民への説明、意識改革、改善などの点では評価できる点もありました。

桐生傳一委員

協働評価と表現されているように、一次、二次の内部評価の後に、外部評価的な内容のまちづくり委員会の評価が主体となって参事評価が実施されております。まちづくり委員会の構成は公募の職員・市民と有能なコーディネーターを招へいし、公開により事業仕分けが実施されており、最終的には市長を含む行革本部で決定する。議会には常任委員会ごとに内容説明が行われている。

評価の点数はつけないが、職員の負担増や議論中に部門以外のことに話の中身が脱線してしまうことなどの問題点も多く、今後の課題となっている。

村山廣嗣委員

行政評価の方法は決算調書作成を兼ねて担当課による 1 次調査を行い、それを基に内部調整委員会職員 16 名により 2 次評価を行っている。その後、3 次評価として市民、行政等で組織したまちづくり委員会 12 名で協働評価（事業仕分け）を行っている。

まちづくり委員会には臨時委員として他市の職員が入って評価を行っているが、これは広域行政の面でも注目される新しい試みである。

外部評価制を取り入れていることについては、話を聞いた限りでは、両刃の剣との印象を持った。外部評価委員がいることで、市議会や議員との役割の明確化がしにくいのではないかと感じたからである。

水野敏夫議員

協働評価（事業仕分け）は①不要、②市以外の民間などで実施、③内容の見直し、④現行どおりで充実の4つに仕分けされる。

委員は公募の市民と市職員の12人で、2班に分かれて最終評価を行う。今年度は委員が減って、後補充したが委員応募がなく、9人の1班で行うそうです。

事業内容をよく理解していない市民が評価することについて不安も感じるが、理解できるように市職員が説明するとのことである。また、市民から見た率直な意見を取り入れることも重要だと感じた。

この評価結果はあくまでも意見であって、最終的には市長、議会が判断して執行するそうです。



恵庭市での行政調査の様様

行政調査の概要

委員会名	総務常任委員会	調査期日	平成22年11月16日	調査先	茨城空港
参加者	委員長 鈴木忠夫 委員 佐藤瞭二 丸本由美子 桐生傳一 副委員長 五十嵐伸 村山廣嗣 水野敏夫 企画財政部長 石井正廣 企画財政課長 飛木孝久 随 行 調査係長 村上正紀 主任 村上良子				
応対者	茨城県企画部空港対策課 課長補佐 山崎 剛 " 係 長 大木正典				

- 調査項目 : 「茨城空港の取り組みについて」
- ・施設の概要について
 - ・施設整備の経緯及び事業費について
 - ・利用促進に向けた取り組みについて

1 茨城空港の概要

区 分	内 容 等
名 称	百里飛行場（愛称：茨城空港）
設置位置	茨城県小美玉市
設置者	防衛大臣
事業主体	国土交通省
空港の種類	共用空港
滑走路数	2本（A滑走路：長さ2,700m、B滑走路：長さ2,700m）
運用時間	9：30～21：00
供用開始日	2010年3月11日
概算事業費	約220億円

2 茨城空港の特徴について

【県での事業費の圧縮】

自衛隊飛行場との共用のため整備に係る全体事業費が少なかったこと、国が設置者であることから県の負担は1/3の負担で済んでいること、国が設置していることによる県の維持管理費がない。

【割安な空港使用料】

首都圏にありながら、羽田空港や成田空港よりも着陸料が30%以上割安に設定されている。

【自走式による航空機運用】

航空機が自走しながら方向転換するため、プッシュバック作業が不要となる。この結果、プッシュバック作業に必要な専用車両等の導入・維持費用の削減、地上支援作業員の削減、航空機折り返し時間の短縮などのメリットがある。

【旅客動線の一層化、集約化】

旅客ターミナルビルの出発ロビーと到着ロビーを同じフロアとすることで、必要な機能をコンパクトにまとめた。この結果、シンプルで利用者にわかりやすいビル構造となったこと、利用者にやさしい短い動線となったこと、旅客担当職員を同一フロアに集約することによるコスト削減などの効果がある。

【搭乗橋の設置がない】

搭乗橋（ボーディングブリッジ）を設置しないで、タラップを利用するスタイルを採用した。これにより、ターミナルビル内のフロア移動がなくなること、航空機折り返し時間の短縮化、搭乗橋（ボーディングブリッジ）の設置・維持管理費用の削減が図られている。

【1, 300台が駐車できる無料駐車場】

ターミナルビルの目の前に1, 300台の無料駐車場があり、空港利用者の利便性が図られている。

【百里飛行場の見学可能なデッキ】

隣接の滑走路で航空自衛隊の戦闘機や輸送機の訓練飛行が平日行われている。この訓練飛行の見学のためターミナルビルを訪れる旅行者が多く、この旅行者が売店や食堂の売り上げに相当寄与しており、地域経済への波及効果が大きい。

【多彩なイベントの開催】

就航先になっている関係で「神戸フェア」や「韓国フェア」を定期的で開催しており、この特産物販売に多くの集客があり、ターミナルビルの有効活用にもつながっている。

【茨城空港利用促進等協議会の取り組み】

茨城県内の主要企業と県と全市町村が茨城空港利用促進等協議会に加入し、官民一体で空港利用促進を図る活動に取り組んでいる。

【就航路線】

開港当初は定期便として、神戸便とソウル便の2路線であったが、7月から上海便が運航され、来年2月には名古屋便と札幌便が開設される予定であり、厳しい環境にある地方空港の中では明るい材料が見られた。

【利用状況】

最小限の就航先で開港したこともあり、国内線、国際線ともに着実な伸びがみられているが、今後路線拡充した便の利用がどのように進んでいくかが、この空港の今後の可能性を判断する材料になると思われる。

3 質疑応答

Q: 茨城空港利用促進等協議会には県内の全市町村が加入しているのか。

A: 県内の44市町村がすべて加入している。年会費は1市町村6万円であるか、空港周辺の14市町村は40万円となっている。

Q: 団体旅行者への補助は行っているのか。

A: 空港へのバス運賃への補助は行っているが、航空運賃に対する補助は行っていない。

Q: 空港利用促進のために行っている各種キャンペーンの費用はどこが負担しているのか。

A: 茨城空港利用促進等協議会が行っている。この協議会の経費は当然県でも負担しているが、県が単独事業として行うケースもある。

Q: 開港以来の空港来場者が約68万人と好調であるが、どこからきている人なのか。

A: アンケートをとっていないので正確な分析はできないが、県内からが9割で、残りの1割が県外と思われ、県外のほとんどが栃木県からと思われる。

Q: 来場者が多いイベントはどのようなものなのか。

A: 神戸や韓国の物産フェアなどのように、食べ物を扱うイベントに多くの集客がある。食べ物に関するイベントはわかりやすさが消費者受けしているのかもしれない。

Q: 就航先との交流の橋渡しは県のどの部署で行っているのか。

A: 空港対策課でも当然行っているが、観光関係や地域振興など県庁各課で対応しているところである。

Q: 修学旅行での利用のあっせんはどんなルートで行っているのか。

A: 県内高校の学校長会議で依頼しているが、就航先が限定されていることや、搭乗できる人数が神戸便が最大177席、ソウル便が最大141席といった制約もあり、これまで2校の利用に止まっている。

Q: 茨城空港と東京駅間の高速バスが緊急雇用事業を活用して運行されているとのことであるが、緊急雇用事業の活用ができなくなった後も運行を続けるのか。

A: バス会社には緊急雇用事業による委託が終了後もバス会社独自での運行を継続されるようお願いをしている。緊急雇用事業終了後は県単独での運行支援は今のところは考えていない。

Q: 国際線の搭乗者の出口調査を行ったとのことであるが、日本人と外国人の割合はどうなっているのか。

A: ソウル便は日本人が6割、韓国人が4割であった。上海便はほとんどが中国人であった。

Q: 搭乗橋がないと雨天時に乗降者からのクレームが心配されるが、そうした例はないのか。

A: 雨天時には空港で傘の貸し出しをしているので困るほどのクレームは見られない。

Q: 自衛隊機との調整は支障なくできているのか。

A: 滑走路が2本あるので、現在まで危険性のある大きな支障は出ていない。ただ、9月の自衛隊航空祭の準備等の兼ね合いで神戸便が1月間運休してしまったことは残念なことであった。

Q: 自衛隊機の滑走路使用はかなり多いのか。

A: 訓練は平日のみであるが、機密事項に関することなので詳細な情報は得られない。現在まではうまくすみわけはできていると思う。

Q: 開港以来、チャーター便が多く出ているが、この要因をどう捉えているのか。

A: HISでの団体利用が多く、成田空港を利用せずに茨城空港を利用するケースが目立った。チャーター便の利用者のほとんどが東京、神奈川方面の人であった。

Q: 茨城空港は搭乗者よりも搭乗しない人の利用が多いように思われるがどうか。

A: 開港まで就航便がなかなか決定に至らなかったため、ターミナルビルはコンパクトに作った。そして、航空会社にも安く利用してもらうことに努めた。ターミナルビルに入るテナントも開港直前までなかなか決まらなかった。

開港までが厳しい状況にあったので、テナントでの現在の売り上げは予想以上のものと捉えている。観光の周遊ツアーにも組み込まれていることから、好結果につながっているのではないかと考えている。

Q: 福島空港とは競合ではなく、協調が望ましいと考えているが、県としての考えはどうか。

A: 茨城県としても他県の空港との協力関係構築が必要と考えており、例えば韓国からのツアーで福島空港から入国し、観光地を巡って、茨城空港から出国するような魅力あるツアーコースを検討したい。

4 参加委員の所感

鈴木忠夫委員長

茨城県空港対策課長補佐の山崎剛氏より概要の説明をいただき、茨城空港の事業費は220億円で、自衛隊の百里飛行場を民間共用化した空港であるため、通常の空港に比べ

整備に必要な事業費が安く、また自走式による航空機運用、出発到着ロビーを同一フロアに集約、搭乗橋を使わずタラップで乗降するなど、低コスト化を図っている。利用促進の取り組みについては、経済団体や企業の茨城空港利用促進等協議会への加入促進で、10月現在で389社（年間1万円の寄付金をお願いしている。）、経済団体4団体、茨城県各市町村（44自治体）から年6万円～40万円の助成金の協力や周辺県に立地する企業訪問、ダイレクトメールの送付、パック旅行商品の造成補助、団体利用バスの補助等、さらにはターミナルビルを活用した地域振興のための各種イベントなど、茨城県の力の入れ様が伺われた。

五十嵐伸副委員長

茨城空港を視察する事前の情報では、開港以来、空港ビルの入場人数が非常に多くにぎわっているという情報でした。今回の視察で、この理由を理解しましたが、自衛隊の百里飛行場との共用により、戦闘機を見物する人が多く、観光コースにもなっている状況のため、多くの入場者があると感じました。ただ、これだけではなく、県や地元企業の努力により多彩なイベントを開催するなど、空港活性化のために、工夫をしている様子があり、こうした働きかけも、入場者が多いことの要因にもなっていると思います。これらは、福島空港にとっても大いに参考となる事項でありました。

空港利用については、福島空港と同様、利用客の減少があり苦慮されている状況で、整備事業費の圧縮、搭乗橋の無設置、着陸料の削減などあらゆる対策を講じていました。しかし、県の担当者の説明の中で気になることがありました。空港を維持するために、県からの助成が非常に多く投入され、ターミナルビルの管理や燃料タンクの設置など、旅客機が利用しやすいよう努力をされていましたが、このことについては、多くの補助金を使うことが本当に良いことなのか、考えさせられました。

最後に、茨城空港もその運用については非常に厳しい状況にあることから、これからの地方空港では、利用者を増やすために、近県の空港との連携も必要ではないかと痛感しました。

佐藤瞭二委員

「茨城空港利用促進協議会」を立ち上げ、民間389社（1社1万円／年負担）及び県内44市村の全自治体（6万円～40万円／年負担）、そして県の助成によって利用促進に向けた取り組みがされていました。特に感じたのは、販売促進に向けた旅行に対する助成やキャンペーンを実施し、抽選による県産品のプレゼントの企画は目に付いた点です。また、ターミナルビルに約7ヶ月間で約68万人と多くの来場者が来ていました。いろいろな企画のもと、イベントを開催し、乗降者以上に活気がありました。特に、特産フェアなどがたいへん盛況であったとのこと。他に、航空自衛隊百里基地が隣接しているため、頻繁に離着陸があり、見物に値する光景であると感じました。

福島空港は、そのように見せる空港ではありませんので、いろいろなイベント会場として提供し、まず活気ある空港への検討をすべきではないかと感じました。

丸本由美子委員

今回の視察は、現在福島空港が抱えている利活用促進に何かヒントになる事柄でも探求できたらと思って出かけました。しかし、整備条件の違いがあること（自衛隊基地と隣接、立地条件の違いなど）が福島空港の強みでもあり、逆に言えば、福島空港の立地条件をどう生かすかという考え方を持つべきだと感じました。地方空港のおかれている状況を考えると、誘客、利活用の拡大は、地域間交流や特別な条件（自然環境、利便性、観光など）を付加して、戦略を練る必要性がある気がしています。

そもそも、国が進めた地方空港建設が、時代の変化や国民ニーズとかみ合わずに、無駄な大型公共事業の一つとなってきてしまっており、それをまちづくりに生かすべく、努力している地方自治体の取り組みにはいささか疑問も感じているところである。

桐生傳一委員

最後の国内地方空港としてスタートしたるものであり、厳しい条件の下、多くの困難と課題を克服するための知恵を出し、工夫をこらして取り組んでいることは評価すべきものと思う。特に、人の賑わいに活気を感じました。

福島空港も協調出来る対策を研究すべきであろう。

村山廣嗣委員

就航路線（定期便）はアジアナ航空のソウル便、スカイマーク航空の神戸便が就航しているが、それぞれ高い搭乗率を持っている。8月は常に80%以上の搭乗率である。

利用促進の取り組みについても、利用促進協議会への加入促進を図っている。現在、389社で協議会を組織しており、年会費は周辺自治体が40万円、企業が1万円である。

7月28日から中国のLCCである春秋航空が上海便を運航していて、高い搭乗率80%を誇る。

東京直行バスの運行は、空港⇄東京間を1日3往復運航で、航空利用者500円、それ以外は1,000円と割安な運賃で運航している。これらは、緊急雇用対策の国の補助金を利用しているとのことであり、利用者が多い。

また、観光協会が学校への空港利用による修学旅行への案内を行っている。

今後の取り組みとして、茨城空港とは距離的に近い福島空港と茨城空港間で海外への修学旅行への相互協力ができないか検討すべきである。

例：機材が小型のため、一度に乗れない場合は、福島空港と茨城空港に分けてソウルなどの同一目的地に向けて就航できる。

水野敏夫委員

茨城空港利用促進協議会の加入が389社あり、県内の44の全市町村が加盟しているなど、県を挙げて利用促進に取り組んでいる。

自走式による航空機運用で、低コスト、出発・到着動線を1階に集約することによるハンドリング職員の削減、搭乗橋を使わないタラップによる乗降で、施設使用料の削減など経費節約を重視している。

また、イベントや物産販売など、ターミナルビルを活用して、地域振興の拠点にしよう

としている。

上記のように、行政、民間、住民が一体となって空港をもちたてようとする姿が感じられた。

茨城空港での行政調査の様様





行政調査の概要

委員会名	建設水道常任委員会	調査期日	平成22年 7月28日～30日	調査先	兵庫県三田市 広島県三次市		
参加者	委員長 鈴木正勝 副委員長 広瀬吉彦 委員 鈴木公成 森新男 大越彰 塩田和幸 細谷松雄 理事者 小林正司(建設部長) 随 行 安藤基寛 横川幸枝						
<p>調査項目 : 三田市公営住宅再生マスタープランについて(三田市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プランの改定について ・再生プランの概要について <p>【三田市の概要】</p> <p>(1) 市制施行 昭和33年7月1日 (2) 面積 210.22 km² (3) 人口 114,428人 (4) 世帯数 42,289世帯</p> <p>1 再生プランの改定について</p> <p>(1) 改定のきっかけ</p> <p>平成7年度に策定した住宅マスタープランに基づき、市営住宅西山団地から南が丘団地までの整備が完了したこと。また、平成19年度の第3次総合計画(計画期間平成14年度～23年度)の見直しを行っており、平成7年度に策定した住宅マスタープランでは総合計画との乖離が予想されたことや、周辺自治体の公営住宅の供給状況にも勘案したマスタープランに改定するに至った。</p> <p>(2) 三田市公営住宅再生マスタープラン改定委員会(以下「改定委員会」)の内容と位置づけについて</p> <p>改定委員会は「三田市付属機関の設置に関する条例」並びに「三田市公営住宅再生マスタープラン改定委員会規則」の規定に基づき、公営住宅再生マスタープランの改定に関する事項についての調査審議を行うことを目的として、5人の委員により設置。</p> <p>【委員構成 … 学識経験者(2名)自治会(1名)民生委員(1名)県職員(1名)】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> 第1回改定委員会 日時 平成21年7月30日 内容 改定委員会の趣旨について 全体のスケジュールについて・現況視察 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> 第2回改定委員会 日時 平成21年10月9日 内容 改定(案)について </td> </tr> </table> <p>(3) 改定(案)作成中における議会(所管常任委員会)への説明及び議会の意見反映について</p> <p>議会(都市環境常任委員会)へは、2回の説明を実施。</p> <p>1回目 【内容】 改定(案)の概要及びスケジュールについて(11月19日) 2回目 【内容】 市民意見の募集結果について(翌1月22日)</p> <p><参考> 市民公募(11月30日～12月21日) 改定委員会諮問(1月8日) → 答申(1月28日) 公表(3月)</p>						第1回改定委員会 日時 平成21年7月30日 内容 改定委員会の趣旨について 全体のスケジュールについて・現況視察	第2回改定委員会 日時 平成21年10月9日 内容 改定(案)について
第1回改定委員会 日時 平成21年7月30日 内容 改定委員会の趣旨について 全体のスケジュールについて・現況視察	第2回改定委員会 日時 平成21年10月9日 内容 改定(案)について						

2 三田市公営住宅再生マスタープランの概要について

(1) マスタープランの経過

①平成 8 年 3 月 マスタープランの策定 ②平成 16 年 3 月 マスタープランの一部改正

(2) マスタープランの概要

①現行マスタープランの検証結果から、ほぼ計画通りの公営住宅が供給されてきた。

計画 849 戸＝空き家供給 (328 戸) + 既存住宅 (352 戸) + 新築住宅増加 (169 戸)

実績 846 戸＝空き家供給 (330 戸) + 既存住宅 (352 戸) + 新築住宅増加 (164 戸)

②目標年度の公営住宅戸数の設定

「公営住宅入居可能世帯」に対する「公営住宅戸数」から算出される「充足率」に、人口や世帯数等の将来推計から 10 年後の「公営住宅入居可能世帯」を推計し、将来の「目標戸数」を設定する。

公営住宅入居可能世帯 3,208 世帯 (借家、政令月収 15.8 万円以下、60 歳以上単身者)

公営住宅戸数 公営住宅全体戸数 1,154 戸から政策空き家 27 戸を除いた 1,127 戸

充足率 公営住宅戸数 (1,127 戸) ÷ 入居可能世帯数 (3,227 戸) = 34.9%

※周辺市と比べて高い水準であり、これを目標年次まで最低限満たすべき目標充足率として設定する。

○他市等の充足率 **川西市(26.3%) 宝塚市(30.8%) 伊丹市(32.7%) 兵庫県(38.9%)**

目標年度の公営住宅必要戸数 推計した公営住宅入居可能世帯数に対し、目標充足率を満たすように目標戸数を設定するとほぼ一定で推移し、平成 30 年には、1,135 戸になると予想される。

目標年度の公営住宅供給戸数の推計 公営住宅戸数は、計画最終年の平成 30 年時点で目標戸数(1,135 戸)よりも多い 1,140 戸を供給できる。(県営三田大池団地の建替え等による戸数の増加等)

③市営住宅の整備基本方針

三田市の市営住宅ストックは、現在の供給量でほぼ充足していると推察され、現在のストック量を確保しながら、適正な市営住宅供給に努める必要がある。

以下、公営住宅ストック総合活用計画策定指針に基づき、以下のとおり判定を行う。

【大畑団地】

建物は耐用年限をすでに経過し、敷地は市街化調整区域のため建替え後の高度利用ができず建替え敷地には適していない。また、供給戸数は充足しているため、建替えは行わず

「用途廃止」とする。

【大池南・南が丘・南が丘第 2・西山・西山高層団地】

供給戸数は充足しているため、建替えは行わず、「維持保全」とする。

【東山・桑原・広沢住宅】

改良住宅であるため、事業地区外の居住者の入居は認められておらず、入居者の退出に合わせ、順次用途廃止を進める。また、いずれの団地も将来は建替えを行わずに用途廃止とすることから、現在の居住状況の維持に努めることにとどめ大規模な改善事業は行わず、耐用年限を迎えるまで適切に「維持保全」を行い、目標年次において、東山・桑原・広沢の各住宅は、「維持保全 (用途廃止候補)」とする。

3 三田市公営住宅再生マスタープランの根拠数値の推移等について

内 容	三 田 市			須賀川市
	平成 7 年度	平成 15 年度	平成 21 年度	参考数値
総合計画の目標人口	150,000 人	134,000 人	115,000 人	
人口	95,372 人	114,019 人	114,089 人	79,586 人
総世帯数	22,860 世帯	29,520 世帯	34,810 世帯	21,290 世帯
持ち家数	18,760 世帯	24,530 世帯	27,950 世帯	15,150 世帯
借家数	4,100 世帯	4,990 世帯	6,380 世帯	5,860 世帯
持ち家率	82.1%	83.1%	81.4%	71.5%
市営住宅戸数	222 戸	289 戸	319 戸	1,015 戸
県営住宅戸数	537 戸	835 戸	841 戸	158 戸
持ち家延べ面積	136.6 m ²	126.8 m ²	125.8 m ²	138.8 m ²
借家延べ面積	55.9 m ²	62.2 m ²	61.0 m ²	50.7 m ²
最低居住水準世帯	720 世帯	550 世帯	450 世帯	650 世帯
最低居住水準世帯割合	3.1%	1.9%	1.3%	3.1%

※根拠となる数値は、直近の住宅土地統計調査結果等による。

4 質疑応答

Q：平成7年度の市営住宅戸数の222戸というのは、当時のマスタープランにおける目標値か？

A：実際にあった戸数である。

Q：マスタープランの概要版にある戸数と数字が違ってくるが？

A：木造平屋から高層になったことによるもので、数値の差は高層の分である。

Q：近隣市町村においても、県営住宅と市営住宅の割合は同じくらいなのか？

A：近隣市町村においては、むしろ市営住宅のほうが多い状況である。三田市においては、公営住宅全体の戸数や充足率の面からみれば遜色ないと考えている。今後は集合住宅を建設していくというよりは、将来の人口減少問題や空家問題等も含めてストックの活用をどのようにしていくかということにシフトしていくべきではないかと考えている。

Q：市営住宅と県営住宅において、どのような家賃状況になっているのか？また、月収等入居条件はどのようになっているのか？

A：家賃については、住宅の面積、建築年時からの年数によって変わり、広くて新しい住宅ほど高い家賃となってくる。月収によっても家賃は異なってくる。

Q：家賃は幾らくらいか？

A：一番新しい3LDKの住宅で35,000円程度、一番高い家賃は同じく3LDKで55,000円程度である。

Q：家賃はだいたい民間と同じくらいということか？

A：民間だと10万円程度にはなってくるため、民間よりは安い。

Q：安いということで、入居募集時などはやはり倍率が高いのか？

A：市営住宅については、県営住宅に比べて比較的新しく戸数も少ないため、募集時は比較的高い倍率となっている。

Q：現在の市営住宅と県営住宅の供給戸数で充足されているのか？

A：今回の公営住宅再生マスタープラン見直しにあたっては、充足率の考え方をを用いて行っており、34.9%を目標値として掲げている。これについては、近隣市や県営住宅の充足率も勘案しながら算定している

Q：三田市においては、市営住宅よりも県営住宅のほうが多いが、何か政策的なことがあってのことなのか？

A：阪神大震災による震災復興のための建設があったためである。

Q：須賀川市においては、建築年数が古く低廉な家賃の市営住宅がある。三田市においては最低でも家賃が3万5千円ということだが、1万円以下のような低廉な所はないのか？

A：3万5千円というのは、一番新しい物件の3LDKに入居した場合の一番安い収入の世帯の場合であり、昭和38年築の木造住宅があるが、こちらは家賃が3,900円である。

Q：市営住宅の耐震はどのようになっているのか？

A：昭和56年に建築基準法の構造に関する改正が行われているが、三田市においては、それ以後に集合住宅化を図っているため現行法に適合した形となっている。

Q：震災時には倒壊などの被害はあったのか？

A：三田市においては、地盤が固いこともあり倒壊はなかった。

Q：公営住宅再生マスタープラン改定委員会の委員の選任の方法について伺いたい。

A：自治会については、自治会長会へ委員の選出を依頼した。民生委員についても同様で、連合会へ選出を依頼した。県職員については、県と市が相互に関わっていくということで入っていた。学識経験者については、都市計画審議会等の方に入っていた。

Q：人口規模からすると委員数が少ないような気がするが、5人とした基本的な考え方等があったのか？

A：特にはない。今回は、ある程度絞られた内容での改定ということでの指名であった。現在、住宅施策全般についてのマスタープランについてはまだできていない状況であり、今後第4次総合計画がスタートする予定であるため、その方向を見ながら進めていくことになるだろうし、そちらのほうが住宅全体の基本計画になってくると思われる。今回については、改正部分ということで最小限度の委員構成となった。

Q：日本全体が人口減少の傾向にあるが、今後の充足率の目安はあるのか。

A：現在は、新たな市営住宅の建設はしないという方向性を出しているが、今後ストックの活用について、人口減少問題や空き家対策等の問題等も含めて考えていく必要がある。また、空家については、住宅困窮者へのこれからのセーフティネットとしての住宅になってくると思われることから、それらの活用等も含めて考えていく必要がある。

Q：民間住宅の空家を借り上げて公営住宅として利活用するような事例があるか。その場合の権利関係の調整等についても事例があれば伺いたい。

A：議会において一般質問等でそういった話も出てはいるが、現実の問題として具体的な対応はしていない。制度面で家賃補助を行うなどの先進都市もある。権利関係となると行政に関わるべき話なのかどうか疑問点も出てくる部分もあると思われる。福生市においては、独居高齢者に対して家賃補助を行うなどの福祉施策を行っているようである。

Q：市営住宅に係る滞納者の現状について伺いたい。

A：当該年後については、悪質な滞納者については、法的措置の手事務手続きも進めている。現年については比較的収納率は高く99.8%である。

Q：古い建物については用途廃止をしていくということであるが、多少古くても安い家賃の所に入りたいという人たちの対応についてはどう考えているのか。

A：市営住宅については、行政の所有物として安全性を考慮し、住民の理解を得て新しい市営住宅のほうへ政策的に移転してもらおう措置を取っている。家賃については現在より高額にはなるが、生活保護等活用できる制度についても積極的に情報提供をしながら家賃の算定に努めている現状である。

Q：今回の公営住宅再生マスタープランに見直しにあたって、充足率の考え方は前回のマスタープランと同じなのか？近隣市の充足率もあるが、こういった充足率が一般的なのか？

A：充足率については、全人口に占める住宅困窮者の割合を一番の着眼点において算出している。近隣市では同程度の充足率となっているようだが、郡部となると、過疎地、人口減少、高齢化といった点で、民間の賃貸住宅が進出しにくい環境であり、充足率としては高く出てきているのが現状である。一概には言えない部分もあるが、政策的な判断も含めて考えていくべき問題と思われる。

Q：計画策定の段階で、県営住宅の将来の方向等について県との連携も取っていたのか？

A：県においても公営住宅建て替えのプランを持っているため、そういった情報も取り入れながら連携を図っている。

Q：県のほうではどの程度の計画期間で策定しているのか？

A：10年後まで計画している。市内においては県営住宅の三田大池団地が建て替えに向けて事業執行中である。

Q：これから当市でも計画していく予定であるが、策定にあたってのアドバイスなどあれば伺いたい。

A：古い住宅となれば長年住んでいる人が多いと思われる。三田市においても、移転等で生活圏が変わることに不安を抱く住民の方が非常に多い。仮に建て替えるとしても、場所等についても慎重に進めた方がいいのではと思う。また、国の情勢も変わってきているため、常にアンテナを高く張って情報収集に努め、ケースに応じた対応が必要になるのではないかと。

5 各委員の調査所感

(鈴木正勝委員長)

三田市では、平成8年3月に策定した公営住宅再生マスタープランに基づき建替えを計画的に実施し、その間高齢者住宅整備計画やマスタープランの一部変更を行い、進捗度合と社会経済構造の変化を踏まえた見直しを行っている。

今回の、本年3月に策定した公営住宅再生マスタープランは、今までのマスタープランの検証と同時に今後の整備方針やスケジュールなどの改定を行っており、住宅政策への取り組みが進んでいると感じた。

当市でも、策定に向けての作業を行っているところであるが、三田市の策定への取り組みで特に感じた点は、適正管理戸数をどのように設定していくのか、現状分析と整備方針をしっかりと定めていくために、今後の市営・県営・雇用促進・民間賃貸住宅との連携、高齢者のみの住宅・空き家対策など課題の抽出と解決へ向けたビジョンの策定が重要になると思った。

今後、まちづくりや高齢者福祉対策、生活環境の整備などの観点も踏まえ、全庁的・総合的に議論を進め、リバースモーゲージ制度の創設など新たな制度設計を精査していく必要があると思った。

(広瀬吉彦副委員長)

平成19年度に第3次総合計画の見直しを行った理由として、平成7年度に策定した住宅マスタープランでは総合計画との乖離が予想されたことや、周辺自治体の公営住宅の供給状況にも勘案したマスタープランに改定する必要があるとされるが、その背景には昭和63年から10年連続人口増加率全国1位を誇っていたが、平成23年度の目標人口を13万4千人から11万5千人に修正されたことや三田国際田園都市構想の各ニュータウンの住民も高齢化が進み、改定するにいたったとのことであります。

三田市の公営住宅入居充足率は34.9%と高い水準であったが、現状のストックを有効に活用し、セーフティネットの確保のために「真に住宅に困窮する世帯」へ適切に供給を図る対応が求められているとのことであり、さらに今後は多様な社会的ニーズへの対応についての説明があり、本市においても同じことが言えると思うので記述しておきます。

- ・高齢者、身体障がい者に配慮した整備を促進する。
- ・住戸内、共用部分、屋内におけるバリアフリーを推進する。
- ・建て替え等の際には市営住宅と医療施設、福祉施設との連携を検討する。
- ・若年層、新婚層やファミリー層向け住宅についても一定の枠内で募集を行うなど、若年、新構想の定住の促進に努め、いわゆるミックスコミュニティの形成を図る。

(鈴木公成委員)

兵庫県三田市では公営住宅再生マスタープランについて学んできた。

公営住宅は目標となる戸数は法で定められておらず、各自治体の判断で適正戸数を決めて運用しているが、三田市やこれら近隣市町村では「充足率」を判断材料にしていた。

ここで用いられている「充足率」は「収入等で公営住宅の入居資格を満たす世帯」を分母、「公営住宅の戸数(市営+県営)」を分子とした割合であった。

(当市においては「入居者数/入居希望者数」を判断材料としているようである。)

三田市の充足率は入居可能世帯数 3227 戸に対し、公営住宅戸数 1127 戸であり、充足率は 34.9%であった。これは近隣市町村の川西市 26.3%、宝塚市 30.8%、伊丹市 32.7%等と比べても高い水準であり、このことや今後の人口減少等も踏まえ、今後の計画では戸数の増加はせず、維持する方向で運用していくようである。

なお、市営住宅と県営住宅の割合が、当市：市営 1015 戸、県営 158 戸に対し、三田市：市営 319 戸、県営 841 戸と大きな違いがある理由は、阪神大震災の影響で県が住宅施策に力を入れたからではないかということであった。(しかし近隣市町村ではやはり県営より市営が多いので三田市は稀なケースであるようであった。)

またマスタープランの計画見直し委員会では、学識経験者や市民から委員が選出されるが、委員の 1 人に県職員がいることからわかるように、県の住宅施策が三田市の公営住宅マスタープランの決定に大きな影響を与えているようであった。

以上のように、当市とは公営住宅マスタープラン決定において、若干背景が異なる面もあったが、入居条件を満たすものを分母として考える充足率を用いることで、本当に住宅に困窮している者に住宅が行き渡っているかを判断することもマスタープラン決定において大きな重要性があると感じた。

当市においても、財政状況や人口減少等を考慮することはもちろんであるが、「住宅に困窮する者には 1 人でも多く住宅を供給する」という考えの元、マスタープランを決定していくのが良いであろう。

(森 新男委員)

公営住宅の整備計画を策定するにあたっては、地域の現状（特に民間賃貸住宅との関わり方）と当該市町村等の将来ビジョンとの整合性を図り、合理的かつ効率的な整備計画とすべきであり、少子高齢化が急速に進行している現在、このことを最も重視すべきと思料する。

本市においては、合併後の全市的な将来ビジョンについて、私は描ききれていないと見ており、住宅マスタープランの策定にあたっては、まず、市の将来の進むべき方向についてしっかりと議論を重ねることを強く望みます。

(大越 彰委員)

三田市の公営住宅再生マスタープランは、総合計画と整合性を図るため、見直しを行い、周辺自治体との公営住宅供給状況を勘案し改定に至った。改定にあたっては、改定委員会（学識経験者 2 名、自治会 1 名、民生委員 1 名、県職員 1 名）を設置し、2 回の会議、パブリックコメントを実施し、公表に至る。三田市は昭和 63 年人口増加率日本一となり順調に人口が増え、持家率も 81.4%と高い。また、公営住宅において県営住宅は市営住宅の 2 倍以上となっている状況である。三田市のマスタープランの特徴として目標年度（平成 30 年）の公営住宅必要戸数を算出し、目標充足率（公営住宅戸数÷公営住宅入居可能世帯）34.9%を設定。現在の供給量ではほぼ充足している。今後は建て替えは行わず民間も含め全体の空家のストックを活用していくとしている。現在民間住宅借り上げはしていないが、今後高齢化が進み高齢者単身世帯の増加が見込まれ、低所得者、高齢者に対する住居の提供をどのように確保していくか、住宅セーフティネットの構築が大きな課題になるであろうと感じた。特に、福祉との連携は不可欠であると思う。また、市営住宅の収納率が 98%と高いことには驚いた。本市においても、将来を見据え市民ニーズを適確にとらえ、現状

ではどうなのかを認識したうえでマスタープランを策定していく必要があると感じた。

(塩田和幸委員)

住宅マスタープランに基づき、市営住宅西山団地から南が丘までの整備が完了したとき、3次総合計画の見直しを行っており、周辺自治体の公営住宅の供給状況にも勘案した。公営住宅再生マスタープラン改定委員会の内容と位置付け、21年度改定委員規則、公営住宅再生マスタープランを行うことを目的として、学識経験者2名、自治会1名、民生委員1名、県職員1名の5名の委員により設置会議を7月と10月に2回内容会提案について議会一都市環境常任委員会において説明をし市民意見を反映する。

(細谷松雄委員)

三田市副議長の松岡さんより挨拶の後、公営住宅再生マスタープランについて概況を説明された。昭和62年から平成9年までベッドタウン開発が整備され、人口増加率全国1位（10年間）のめざましい発展をされ、平成7年度に策定した住宅マスタープランに基づき平成19年度から見直しを行っており、現在のマスタープランになっている。これまでは委員会開催と市民意見公募を行い、市議会常任委員会へも結果報告をしながら委員会に諮問答申し決済を経て市民に公表されている。（平成22年3月）

マスタープランの概要は、計画849戸、空家供給328戸、既存住宅352戸、新築住宅増加169戸に対し、実績は846戸、空家330戸、既存住宅352戸、新築住宅増加164戸となっており、ほぼ計画が達成されている。

平成22年度公営住宅戸数1127戸でほぼ充足されており、今後10年間ほぼ現状で充足される。公営住宅入居資格は月額所得15.8万円以下となっており、60歳以上の単身者となっている。

また、古い団地の建物も昭和30年代建築と古いものは家賃3500円からあるが建て替えは行わず、用途廃止や維持保全の団地もあり、今後の供給は計画的に行う必要があると考えられる。須賀川市としても早く住宅マスタープランを計画すべきであり、早急に望まれる。



三田市議会における研修

調査項目 : 三次市污水適正処理構想の概要について (三次市)
三次市污泥再生処理センターの概要について

【三次市の概要】

- (1) 市制施行 平成16年4月1日 (1市4町3村による合併)
- (2) 面積 778.19 km² (可住地面積 184.67 km² = 23.7%)
- (3) 人口 58,289人 (平成22年7月1日現在)
- (4) 世帯数 23,889世帯

1 三次市污水適正処理構想について

三次市の污水処理施設の整備については、平成16年の合併前の各市町村が進めた事業を継承した「新市まちづくり計画」に沿って進めてきた。

「三次市污水適正処理構想」は、市勢の中長期的展望の視点から、同一の基準により事業見直しを行い、今後の污水処理に係る事業の展開を図ろうとするものである。

(1)見直しの基準及び方法

- ①公共下水道や農業集落排水による集合処理が完了していない区域のうち、一定戸数の家屋が集合し、集落を形成している区域を「**検討単位区域**」(81区域)として選定する。
- ②この「**検討単位区域**」それぞれについて、今後、污水処理施設の整備を進める方法として次の3つのケースの事業費を算定する。
 - i その区域単独で処理場を含めて整備する【**単独集合処理**】
 - ii 近接する整備済みの集合処理区域に接続する【**集合処理接続**】
 - iii その区域全戸を合併処理浄化槽で整備する【**個別処理**】
- ③上記の3ケースの事業費を比較し、最も経済的である手法を検討単位区域の污水処理施設の整備手法に決定する。

(2)見直し結果

- ①検討単位区域81区域のうち【**集合処理接続**】が有利と判定した区域が10区域となり、【**個別処理**】が有利との判定は、71区域となった。
- ②公共下水道等の集合処理により污水処理施設の整備を進める区域の人口は、平成20年度末現在で、約39千人(66%)、個別処理による区域の人口は約20千人(34%)である。
- ③公共下水道の事業計画では、三良坂処理区及び甲奴処理区の一部の事業が休止となる。

(3)構想の目指すもの

- ①これまで個別に進めてきた污水処理施設整備を同一の基準で見直すことにより、地域間の格差を是正する。
- ②事業の優先度を明らかにすることにより、事業の計画的な展開を図る。
- ③合併浄化槽による污水処理整備を推進し、河川水質の保全のみならず、早期の改善を図る。

(4)構想の位置づけ等

- ①構想は、中長期的な污水処理施設整備の指針とする。
- ②情勢の変化に応じて、適宜見直しを進める。(5年程度で見直すこととしている。)

2 構想策定の経緯について

(1) 汚泥処理施設の整備に関する都道府県構想（関連する通知）

- ①平成7年「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」
→平成10年6月までにすべての都道府県で策定
- ②平成11年「汚水処理施設の整備に関する連絡調整について」
- ③平成12年「汚水処理施設の効率的な整備の推進について」
- ④平成13年「費用効果分析手法の統一について」
「統一的な経済比較を行うための建設費等の統一の修正について」
- ⑤平成15年「都道府県構想の見直しの推進について」
※特に「市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映されたい」としている。
- ⑥平成19年「人口減少等社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」
- ⑦平成20年「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアル（案）」の改定
※広島県は22年度に改定予定→県構想に反映させる意図を持って先行した。

(2) 三次市汚水処理適正化構想策定の経過

① 三次市の汚水処理事業

- i 公共下水道事業
- ii 特定環境保全公共下水道事業
- iii 農業集落排水事業
- iv 市町村整備浄化槽設置事業
- v 小型合併浄化槽補助事業
- vi し尿処理事業

② 経過

- 平成21年1月 三次市汚水適正処理構想策定委員会設置（市内部委員会）
○他の制度・政策との調整を図り、必要となる事項を検討
- ・汚水処理に係る将来的な整備方針に関する事項
 - ・各地域の汚水処理の方法及びエリアの設定に関する事項
 - ・その他必要な事項
- 平成21年3月 市長へ報告
- 平成21年11月 ○構想最終取りまとめ
- ・公共下水道三次処理区ほか事業の再評価
 - ・公共下水道三次処理区の排水区域拡大住民説明会
- 平成21年12月 市議会へ報告
- 平成22年2月 三次市都市計画審議会への提案

③ 構想策定業務の委託

- 平成20年8月～平成21年3月 委託により実施

※汚水処理施設整備交付金（補助率1/2）を利用

3 汚泥再生処理の概要について

(1)汚泥再生処理センター（愛称「錦水園」）

- 平成16年度 プロジェクトチーム(市役所内部)を設置し、「一般廃棄物処理基本計画」策定
- 平成17年度 「循環型社会形成推進地域計画」策定 → 処理場の規模を決定
- 平成18年度 用地買収、造成工事等
- 平成19年度 「汚泥再生処理施設広報検討委員会」(市役所内部)を設置し、水処理方式、資源化方式等を決定。建設工事(設計施工一括発注)の発注
- 平成20年度 設計及び工事着手
- 平成21年度 建設工事竣工。試運転及び関係条例の整備
- 平成22年4月 稼働

(2)方式の決定

①水処理方式

標準脱窒素処理方式とする。

理由：安定性が高く、維持管理費が安価であること。放流水質の確保ができること。

②資源化方式

炭化(活性炭化)方式とする。(※参考 助燃剤化・メタン回収・堆肥化・リン回収)

理由：ごみ焼却施設において脱臭剤として環境対策に有効利用が可能である。

助燃剤化は、受け入れ先のごみ焼却施設の改修費用が大きい。

メタン回収及び堆肥化は、生ゴミが必要となる。

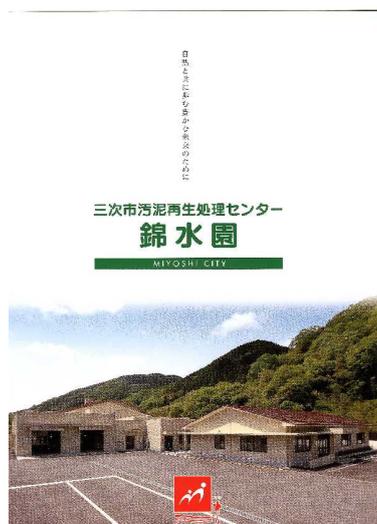
リン回収は、別途汚泥処理が必要となる。

(3)再生処理の現状

- ・三次市のごみ焼却施設である環境クリーンセンターで、ごみと混ぜて焼却処分する。
- ・脱臭剤としての効果を期待。

(4)今後の展開

- ・活性炭の成分分析により、新たな有効利用を検討している。



三次市汚泥再生処理センター
(研修会場)



処理概要

4 質疑応答

Q：通常の処理に要するコストと活性炭にするためのコストではどのくらい違うものなのか？1日700～800kgの活性炭ができるとのことだが、どのくらいの量になるのか？また、合併浄化槽について、個人設置型と市町村設置型の両方を取り入れているとのことであるが、管理方法の整合性等についてどのように考えているのか？個人で管理しているような場合は、受検率はどの程度になっているのか？

A：三次市においては、個人設置型の小型合併浄化槽がほとんどで、市町村設置型の浄化槽については農業集落排水事業で整備している。接続が困難な地域については、小型合併浄化槽を設置して使用料についても農業集落排水と同程度で利用できるよう整備している。将来的には、市町村設置型も含めて浄化槽については個人に帰属させる方向で考えている。

法定検査の受検率については、具体的な数値は持ち合わせていないが、受検率を向上させるということで環境政策課のほうで取り組んでいるところである。

活性炭は1袋10kg入りであるので、一日に300～400袋出ている。活性炭については、今後の利活用を検討しているところである。当初は汚泥を助燃剤としてクリーンセンターで使用する計画もあったが、クリーンセンターにおいて大変な負荷がかかることから、少量化するために炭化方式を取ったところである。また燃焼についての付近住民からの反対に対する住民対策の面もあった。

コストについては、助燃剤とする方が断然安いと考えられるが、クリーンセンターの改修等や循環型社会の面からの有効再生といったことを考え合わせ、現在の炭化方式にしたところである。また、炭化施設建設にあたってのイニシャルコストはかなり高額にはなっている。もともとの基本計画の中でも炭化方式のほうが高額であると計画されていた。

Q：日本で最初の施設ということだが、さまざまな方法で使うことができると思うが、今後どのように使っていくのか？

A：現在研究中である。し尿処理場での活性炭化は三次市が初めてであるが、下水処理場については活性炭に取り組んでいるところもあり、そういったところも参考にしながら取り組んでいければと考えている。

Q：日本水工設計株式会社というところで設計したようだが、ここは全国でも同じような施設を造っているのか？

A：今回の発注は、設計・施工単位ということで、設計は三井造船環境エンジニアリング株式会社で、その審査を日本水工設計株式会社が行っている。審査については職員でもある程度できるが、最先端の内容ということもあり入ってもらっている。

Q：汚水適正処理構想について、検討単位区域を設け見直しを行った結果、整備費用なども含めて全体としてどの程度軽減されたのか？

A：新規整備、未着手等の区域について、整備方法を検討した結果、公共下水道、農業集落排水事業の整備費について減少となった。多くは小型合併浄化槽によって整備していくこととなり、その普及促進のため補助金の交付額を平成22年4月から増額している。例えば、7人槽で52万円から64万5千円に、10人槽で65万7千円から86万4千円にそれぞれ増額している。

補助基本額は少なく、国・県・市で3分の1ずつという補助体系であるが、三次市においては更に上乗せをして補助をしている。

Q：汚水的諸費構想の見直しについては、何年くらいを目途に考えているのか？

A：5年程度で見直していくことが必要と考えている。

Q：設備コストとしては、炭化の場合と助燃剤化の場合では幾らぐらい違うのか？

A：細かい数字は出ないが、資源化処理設備の部分でもかなり費用はかかっている。また、活性炭を袋詰めするための機械を設置したりと経費はかかっている。焼却場との関係もあり、当初の計画では助燃剤を検討していたが、変更せざるを得ない状況になった。

Q：脱臭剤の効果であるが、どの段階で脱臭されるのか？

A：主に施設内における脱臭に効果がある。

Q：助燃剤を受け入れできるような施設は県内、国内等にはあるのか？

A：県内にはあるかと思うが、やはり市内で処理するのが基本であろうと考えている。

Q：単独浄化槽からの切り替え等への対応について伺いたい。

A：合併浄化槽への接続工事等については、100万円まで無利子で貸し付けする要綱を定めている。さらに合併浄化槽への切り替えを推進するため、補助金についても補助率を上げて増額している。

Q：活性炭には浄化作用などもあるが、水道での利活用はないのか？

A：そこまでの質の良い活性炭ではないと思うが、河川の浄化などに使える可能性もあるかと思われる。

Q：料金など住民の負担の調整、均衡というのはどのような考え方をもっているか？

A：合併浄化槽については市町村設置型と個人設置型とあるが、当初の費用の差をなくすといった観点から補助金の増額などの措置により整合性を図っている。特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業においては、人数制で全く同じ料金体系となっている。市町村設置型の浄化槽についても人数制でほとんど差がない料金設定になっている。公共下水道については水量に基づいて算定しているが、都市計画事業で整備しているため都市計画税の負担もあり、そういった面で理解を求めている。公共下水道事業を除いては、使用料にはほとんど差がない状況である。

Q：企業会計と特別会計の事務処理について

A：水道局の中に下水道課があるのは、ひとつに水道料金の関係がある。

Q：合併後についても簡易水道、水道事業の区分けはあるのか？

A：現在は、それぞれに会計を処理しているが、平成28年度を目指して統合へ向けた準備を進めている。

5 各委員の所感

(鈴木正勝委員)

三次市では、平成21年3月に汚水適正処理構想を策定し、平成16年4月に1市4町3村による合併後の同一基準による汚水処理の整備が進められている。構想では、81の検討単位区域ごとに整備を進める方法として見直しを図り、その区域単独で処理場を含めて整備する単独集合処理と近接する整備済の集合処理浄化槽で整備する個別処理を71地域との判定に基づき整備が進められている。

当市でも、下水道事業のコスト縮減へ集合処理区域の修正を行っているが、当市の地域別の整備計画をしっかりと見直していく必要が生じている中で、特に感じた点は、処理機能管理をどのようにしていくのか、現状分析と合わせて策定することと、市町村設置型の公設浄化槽の評価をし

っかり行い、整備促進を図っていくことが重要だと考えさせられた。

汚泥再生処理については、循環型社会構築へ向けた取り組みとして評価されるが、資源化と有効活用への確かな精査を行って事業展開を図っていく必要性を強く感じた。

(広瀬吉彦副委員長)

三次市は、平成16年4月1日1市4町3村が合併して誕生した新市であるため汚水処理の状況は各地区それぞれに多様に散在していることから、三次市汚水適正処理構想により今後の汚水処理に係る事業の展開を図ろうとするものでありました。その中で、今回現地の施設視察を行った、汚泥再生処理センター「錦水園」は平成22年4月から稼働し始めた日本で最初の施設で、水処理方式は標準脱窒素処理方式で放流水質BODは5mg/l以下で高度な水処理を行い、汚泥等の処理能力は110kl/日で炭化賦活処理し、活性炭として三次市ごみ焼却施設である環境クリーンセンターでごみと混ぜて焼却処分し、脱臭剤としての効果を期待しているとのことでありました。総工費24億円ですが、活性炭が今後さらに環境に有効利用が図られれば本市としても研究してみてもどうかと思いました。

(鈴木公成委員)

広島県三次市では汚泥再生処理センターを見学してきた。

こちらの処理センターの目玉は全国で始めてとなる「活性炭」を生成するし尿処理設備であるということであった。

当市では汚泥を乾燥させた後、助燃剤として焼却処理しているが、三次市では脱水した汚泥を700度で蒸し焼きにすることで活性炭にできると言うことである。

活性炭のメリットとしては燃料となるほか、消臭作用があることから、ごみ処理場において焼却前のごみと混ぜ、消臭効果を得ていると言う。

これら活性炭の利活用は4月に始まったばかりで、効果の検証はまだできていないが、今後は河川の水質浄化など他の分野への利用も研究していくと言う。

なお、この活性炭生成設備は通常の乾燥助燃剤化設備に比べ、相当コストがかかるということであり、活性炭生成のメリットだけで設置決定できるものかと思ったが、もうひとつの理由としては、通常の乾燥助燃剤化では現在の三次市のごみ処理場のキャパシティをオーバーしてしまうため、分量が減って生成される活性炭化を選んだという背景もあったようである。

当市においても活性炭等、環境により良い処理設備があったほうが良いと思うが、コスト、メリット等も考慮しながら考えていく必要があるのではないかと思った。

(森 新男委員)

汚水適正処理構想については、私自身、須賀川市においても従来から推進されてきた公共下水道事業、集落排水事業については、合併処理浄化槽による汚水処理の手法を積極的に取り入れるべきであり、これからの時代を見据えた施策になると提言してきたが、三次市の取り組みから実証された思いである。と同時に、行政内部での取り組んでいる姿勢を見直すべきと強く感じた。

汚泥再生処理センターについては、今年4月に開設、始動した施設であり、日本で初めての手法であることから、須賀川市にとっては技術面、管理面等について注視すべきであり今後の検討課題である。

(大越 彰委員)

三次市の污水適正処理構想は合併前のそれぞれの市町村の污水処理計画がまちまちであったため、中長期的視点に立ち同一基準により事業見直しを行い、今後の污水処理事業の展開を図る必要があり策定に至ったものである。未完了地域を選定（81区域）し、それぞれの地域において単独集合処理、集合処理接続、個別処理の3つの手法の中で、どれが一番コストが安いかを算出し整備の見直しを行った。三次市の污水処理事業は6つ（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、市町村整備浄化槽、小型合併浄化槽、し尿処理）あり、市民負担である料金体系は公共下水道を除けばそれほど差がなくバランスを考えて料金設定をしている。小型合併浄化槽の補助も7年間のイニシャルコストを考えて補助金の算出を行っており7人槽で52万円から64万5千円に引き上げた。

また、公共下水道の接続を推進するため、100万円を無利子で貸し出し、普及率向上に努めている。現在、污水処理人口普及率61%、水洗化率47.4%であり、高齢化率も30.7%と高く、今後は5年ごとにこの構想は見直していく考えである。本市においても污水適正化処理をしていくうえで、どのような手法がよいのか、ビジョンと方向性を示し市民の理解が得られないと、なかなか進まないのではないかと感じた。汚泥再生処理センターは本年4月より稼働し水処理方式は安定性と維持管理費が安い標準脱窒素処理方式、資源化方式は環境対策に有効利用可能な活性炭化方式を採用。再生処理も脱臭剤としての効果も期待でき、新たな有効活用の検討もなされており興味深い取り組みである。

(塩田和幸委員)

平成16年の合併前の各市町村が進めた事業を継承した新市まちづくり計画に沿って進めてきた、污水適正処理構想は市勢の中長期的展望、視点から今後の污水処理に係る事業の展開を図る見直しの基準は公共下水道や農業集落排水による集合処理が完了していない区域のうち一定戸数の家屋が集合し集落を形成している区域を選定し検討単位域それについては今後整備を進める方法として3ケースの事業費を算定し、単独集合処理、集合処理接続、個別処理に最も経済的である手法を検討区域21区域のうち集合処理接続が有利と判定10区域個別処理が有利との判定です。構想は見直すことにより地域間の格差を是正している。



三次市汚泥再生処理センター（錦水園）において、施設設備等の説明を受ける。

行政調査の概要

委員会名	生活産業常任委員会	調査期日	平成22年 7月14日～16日	調査先	北海道釧路市 北海道帯広市
参加者	委員長 八木沼 久夫	副委員長 相楽 健雄	委員 市村 喜雄	委員 大内 康司	随 行 吉田すみ子 村上 良子
	委員 川田 伍子				
	委員 菊地 忠男				
	委員 高橋 秀勝				

【釧路市の概要】

(2) 沿革

市制施行 平成17年10月11日

(釧路市・阿寒町・音別町が行財政基盤を強化し、社会福祉等の身近な行政サービスを維持、充実するとともに、将来にわたり地域の持続的な発展を確保していくため合併)

(3) 地勢

東経 144度22分24秒

北緯 42度58分10秒

面積 1,362.75 km²

北海道の東部に位置し、全国でも有数の広大な行政面積を有しており、飛び地を含むという地理的特性を持っている。

北部には雄阿寒岳・雌阿寒岳を中心とする山岳地帯、ここから南西方向に丘陵地帯が伸びており、こうした山地・丘陵に囲まれる形で、釧路湿原を含む広大な大地が、南側の太平洋に向かって展開する地形となっている。

また、この台地を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川、仁々志別川、音別川等の各河川の流域には、市街地が形成されている。

さらに、阿寒、釧路湿原の2つの国立公園を有し、海、山、森林、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な世界に誇れる大自然に恵まれている。

(4) 人口及び世帯数

住民登録 185,487人 (平成22年3月末)

世帯数 92,848

※産業・商業・鉱工業・農業・水産に従事

【平成22年度 主要施策の概要】

第1章 活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり

第2章 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり

第3章 自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり

第4章 心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり

第5章 市民と協同で創る、自立したまちづくり

調査項目 : 釧路市民防災センターについて

1 釧路市の消防

明治20年頃、川湯の硫黄山並びに春採炭行鉱などの採掘が始まり、釧路も函館や本州方面から移住する者が多くなり、物資の集積地として釧路の繁栄が著しくなるとともに消防機関の必要性が痛感されるようになる。

明治23年、当時の釧路郡長であった宮本千万樹氏が有志を説き、積極的な消防組の設置に努め、原田幸吉氏を組頭に組員61名、小型腕用ポンプ1台を以って私設消防組を編成した。

明治31年、私設消防組が公設消防組となる。(経費については総て有志の手によるもので、消防費の計上を見たのは、釧路町制が施行された明治33年からである。)

※ 釧路は、明治、大正、昭和初期にかけ100戸以上の大火に幾度も見舞われたことから、装備を充実するため、大正3年に北海道で最初にガソリンポンプを購入、大正11年にはポンプ自動車を2台購入し、昭和5年までに市内7組織(部)全てにポンプ自動車が配備された。以来、大火についてはまったく見られなくなった。

昭和14年釧路消防団結成、昭和22年釧路市消防団設置条例施行に基づき、警防団の名称を改称して新たに釧路消防団が発足した。

昭和23年消防組織法施行により自治体消防制度となったが、釧路市では昭和25年に釧路市消防設置条例が施行され、現在の消防本部、消防署、消防団の3機関を持って、完全な住民自治に基づく自治体消防とした。

平成9年6月には、消防本部・消防署・消防団本部を併設した消防庁舎を新築し併せて消防緊急通信指令システムの導入を図り、防災情報処理のスピードアップを図った。

また、釧路市は、平成5年釧路沖地震、平成6年北海道東方沖地震があり、さらには平成15年9月26日、十勝沖を震源とする「十勝沖地震」が発生するなど、釧路市はもとより、周辺地域にも甚大な被害をもたらしていることから、地震の多発地域として市民の防災に対する知識、技術、行動力を高める生涯学習の場として、消火、地震、煙、応急救護などが体験できる機能を有した市民防災センターを併設し、多くの市民が活用しているところである。

釧路市消防は、創設時から戦前戦後の激動期を住民の厚い信頼と協力のもと、組織の拡大や消防設備の強化に努めるなど、今日まで市民とともに徹底した予防、警防、救助、救急体制の充実を目指し消防業務を遂行してきた。

このような先人が築かれた歴史と伝統を踏まえ、21世紀においても住民が安全で安心して暮らせるよう消防体制を図り、災害に強いまちづくりを目指している。

2 消防体制

(1) 組織

①常備消防

1本部、 2署、 1分署、 9支署

※職員数 346名

本部職員 55名 (通信指令課交代勤務職員21名含む)

中央消防署 161名 (毎日勤務者5名・救助担当51名・専任救助隊員33名・警備係72名)

西消防署 130名 (毎日勤務者4名・救助担当21名・専任救助隊員12名・警備係18名・警備救急担当75名)

②非常備消防

1消防団、 16分団、 団員定数560名

(2) 予算 (平成22年度予算)

①消防費 (常備) 19.4百万円

(非常備) 98.1百万円

②施設費 57百万円

3 消防庁舎・市民防災センター 【供用開始 平成9年6月】

(1) 所在地 釧路市南浜町4番8号

(2) 規模

①敷地面積 4,600㎡

②建物面積 延べ 5,766㎡ 別棟車庫 延べ 541.5㎡

内訳 B1 225.05㎡

1F 1,670.63㎡ (うち防災センター 611.29㎡)

2F 1,057.04㎡

3F 1,719.46㎡ (うち体育館 500.00㎡)

4F 975.81㎡

PH 118.35㎡

(3) 事業費 総額 3,260,000千円

①用地取得費 229,356千円

②建築工事費 2,300,000千円

③通信整備費 545,000千円

④防災センター 212,000千円

⑤備品等 94,244千円

(4) 庁舎の特徴

①防災拠点としての機能

- ・地震対策として、消防緊急通信システム装置部分を免震床としている。
- ・停電対策として、自家発電設備（400KVA）PH 重油16KL（冷却水を必要としないガスタービンエンジンの採用）
- ・津波対策として、3階に電気設備・4階に暖房空調設備を設置。
- ・断水時の飲料水確保は100tの雑用水槽から浄水として使用予定。（平常時はトイレ洗浄水及び消防車のタンク補給水として使用）

②消防緊急通信システム導入による災害情報処理のスピードアップ

（通信地表示システム等導入）

③屋内訓練場（体育館）の設置

通年で職員の体力錬成及び消防本部（市）主催の各種講習会等の開催が可能
（机設置で150人収容）

④その他の機能

- ・仮眠室の個室化（交代勤務者全て、8～9㎡）
- ・救急隊と救助隊の分離
- ・救急隊ゾーンの殺菌、消毒設備の充実（エチレングス滅菌装置、自動手指洗浄器、自動うがい器）
- ・車庫内の床暖房（冬期間10℃を確保する）
- ・車庫前のフロント部分及び防災センター前のロードヒーティング

(5) 市民防災センターの機能

市民の防災に対する知識、技術及び行動力を高める生涯学習の場として、体験機能を備えた訓練施設です。

現在では、年間約1万人の利用者があり、市内はもとより近郊市町村からの利用も多い。

【施設の機能】

①初期消火体験シュミレーション（消火器・消火栓）

この施設は大型スクリーンに映し出された模擬火災に水消火器で実際に消火していただき、消火方法等の技術を身に付けるものです。

②地震体験シュミレーション（震度1～震度7）

関東大震災や釧路沖地震が体験でき、地震時に消火・避難路の確保・身を守る方法等が体験できます。

③煙体験シュミレーション（煙による避難訓練）

火災時に最も注意が必要な煙の有毒ガス、この煙をいかに吸い込むことなく避難できるか体験できる施設です。

④てんぷら鍋火災消火シュミレーション

近年の火災で多く発生している、てんぷら鍋火災を、赤外線消火器で消火する施設です。

○質疑応答等

地震体験シュミレーション（震度7：関東大震災）を体験して。

※まず地震がきたら、自分の身を守ることに重要である。

横揺れを体験、固定されていないもの（テレビ・冷蔵庫など）は2M位飛ぶ。

Q：震度6～7の地震が来たら、福島あたりは建物に亀裂や倒壊する。震度4位でも、なぜ、北海道には倒壊などないのか。

A：北海道は冬に地面が凍結する。その凍結から建物を守るため、建てる際、建物の基礎を1.5M下げ建てる。壁の補強も30キロとなっており、屋根はトタンであり建物の上を軽くしている。

ホテルの火災を想定した煙体験（煙による避難訓練）

※闇夜の中でいかに煙を吸わずに、避難することができるかを体験できる。

天ぷら鍋火災消火訓練体験

※家庭に備え付けの消火器を使つての模擬体験。赤外線消火器で消火体験ができる。

Q：この施設を利用する人達は。また、人数はどのくらいですか。

A：年間約1万人が利用し、学校の授業等で来るのが4割位ある。

○委員所感

八木沼久夫委員長

平成5年釧路沖、平成6年北海道東方沖、平成15年十勝沖などの大きな地震の多い地域のため、日頃より防災に対する関心は高く、生涯学習の場として体験機能を備えた市民防災センターを消防本部に併設している。

年間利用者は1万1千人から1万2千人に上り、子どもが4割（市内の小学4年生が授業の一環で訪れている）。市内はもとより市外近郊からの来館者も多いとのこと。

私たちも、関東大震災並みの震度7の地震体験シュミレーションや初期消火、煙避難体験など体験してみたが、実際には対応できるかは自信がない。

いざという時の為に体験し、対処策を身につけておくことが大切だ。

当市でも、一人でも多くの市民に対し、消火器の取り扱い方や地震の際の対応策を体験できる機会を設けてほしい。

釧路市の非常備消防（消防団）が、16分団、団員定数が560名（実人員数は441名）特徴的なのが各分団に女性団員が2~3名所属し、男子団員と同じように現場で活動しているとのこと。

市域面積1,362km²、人口18万人、世帯数9万3千戸の都市でこの数字ならば、当市の消防団の組織などの見直しの参考にしてみてもどうか。

相楽健雄副委員長

日本で一番地震の多い街であり、震度6以上の地震が1年おきにきたようでもあります。

釧路市では、日本で二番目の防災体験センターがあり実体験をしてきました。関東大震災の時と同じ震度7を体験し地震の怖さを知って来ました。釧路市民は地震が多い為、地震慣れが必要であるとのことでした。

当市においても、災害時の対応もしっかりしたものを作っていきたいと思いました。

川田伍子委員

7月14日最初の調査地として、釧路防災センターを視察してまいりました。

当市と異なり消防署と市民防災センターが独立した建物でした。市民防災センターは市民の防災に対する知識や技術及び行動力を高める生涯学習としての体験機能型の訓練施設でした。

釧路は毎日のように地震があり地震多発地帯らしく、平成5年の「釧路沖地震」や平成7年の「阪神大震災」などの大地震や各種災害時に適切な行動がとれるよう普段から対応策を講じ「自分の命は自分で守る」という基本理念に基づき、道内では札幌と釧路がいち早く設置されたそうです。「地震体験室」「火災（煙）体験室」「初期消火体験室」「応急学習体験室」の4つの体験室と「防災マルチメディアコーナー」「てんぷら火災消火コーナー」「119番通報コーナー」防災Q&Aコーナー」の体験コーナー等があり実際に体験してまいりました。

以前須賀川消防署で体験済みでしたが小学生より案外大人の方も体験が必要と思われましたので、調査後地域の会議で発表しておきました。

市村喜雄委員

釧路市においては、平成5年釧路沖地震、平成6年北海道東方沖地震、平成15年には十勝沖地震などによる甚大な被害をもたらしていることから防災に対する知識、技術、行動力を高める場としての防災センターの役割を担っている。

現実に地震発生時における火災の発生率は知識、行動力が伴っているため極々少なかったそうである。

参考になる話として、地震後の皿やガラスの破片は大変危険とのこと。スリッパか靴を履かないと足裏のけがが大変多いこと。それと、公共機関等に連絡を取るには公衆電話が一番つながりやすい。しかし、最近は公衆電話の数が少ない。最近は、集中豪雨による水害が多発している。

今後も中山間部を中心に土砂崩れによる被害が予測される。対策を講ずる必要があるのでは。

菊地忠男委員

平成5年釧路沖地震、平成15年十勝沖地震を経た中で市民の防災意識の高まりにより、市民防災センターを訪れる人が多くなり、11,000人の体験者が訪れていることに感心した。

震度7の体験を初めてしたが、横揺れだけで歩行すら出来ない状況を体験しないといざという時の対応はむずかしいので、多くの人に体験をしていただきたい。ホテル火災の体験もさせていただいたが、暗闇の中での非難は大変である事がわかった。

当市においても「移動体験教室」の開催等で多くの体験者がまさかの時の為に対応出来、人的災害を未然に防げる様にすべきではないか。

大内康司委員

釧路市では、明治から昭和初期にかけ100市以上の大火が幾度もあった。大正3年から消火装備充実に力を込め、昭和5年まで市内7組織全てにポンプ自動車が配備された。以来大火の発生は無い。

又、近年平成5年釧路沖地震、同6年北海道東方沖地震、さらに同15年十勝沖地震が発生して、釧路市周辺地域に寛大な被害をもたらした。

地震多発地域にして、市民の防災知識、技術及び行動力を高める、生涯学習の場として消火・地震・煙・応急救護等の体験ができる市民防災センターを平成9年消防庁舎と共に設置した。(32億6千万円の事業費)

現在、年間1万人の利用者が訪れて居る。

須賀川市は地域が岩盤で地震には強い方だが、火災・水害には充分注意が必要である。

高橋秀勝委員

市民防災センターの説明を受けて

北海道、特に釧路市は地震の多い所で平成5年北海道西南沖地震、釧路沖地震と大きな地震があり市民の生命と財産を守るため、市民の方々に体験をしてもらう目的で設立された。

平成9年に供用開始され、事業費32億円で設立され、年間市民12,000人位体験をしておるといふ。

福島(本州)とは違った地震の多い北海道であり特に違いを感じた。しかし、災害はいつ何時やって来るかわからない。

本市としても色々と市民に対しての呼び掛けなどは大事であると思う。

調査項目： 釧路市公設地方卸売市場視察

【施設概要】

- (1) 敷地面積 66,000㎡
 (2) 竣工年月 昭和48年11月
 (3) 建設費 約16億円
 (4) 業務開始 昭和48年12月1日(青果)
 平成元年8月1日(花き)
 (5) 取扱品目 野菜、果実及びこれらの加工品、花き
 (6) 市場機構
- | | | | | |
|-------|-----|----|-----|----|
| 卸売業者 | 青果部 | 1 | 花き部 | 1 |
| 仲卸業者 | 青果部 | 4 | 花き部 | 1 |
| 売買参加者 | 青果部 | 92 | 花き部 | 83 |
| 関連事業者 | | 14 | | |
- (平成22年4月1日現在)

【市場改革】

- 昭和42年12月 市経済部に青果卸売市場開設準備事務局設置
 昭和47年9月 起工
 昭和48年11月 竣工・開設認可
 昭和48年12月 卸売業者2業者に対する卸売業務許可
 仲卸業者12業者、売買参加者284業者、附属営業人24業者に対し、
 業務許可及び承認
 釧路市中央卸売市場として業務開始
 平成元年7月 花き部開設認可
 平成元年8月 花き部業務開始
 平成18年2月 釧路市公設地方卸売市場の開設許可
 平成18年4月 釧路市公設卸売市場開設、指定管理者による市場運営開始
 (中央卸売市場から地方卸売市場への転換)

【取り扱い状況】

年度別取扱数量・金額推移表

		H17	H18	H19	H20	H21
数量 (トン・千本・千鉢)	青果	35,927	35,545	37,518	36,650	39,871
	花き	10,305	11,094	12,312	11,505	9,918
金額 (千円)	青果	8,173,552	9,024,930	9,280,671	9,721,605	9,270,094
	花き	631,215	756,646	850,860	774,54	679,18
	合計	8,804,767	9,781,576	10,131,531	9,496,169	9,949,282

産地別取扱割合

青果物取扱量		
釧路管内	6.4%	釧路管外 33.8%
		道外青果 59.8%
青果物扱金額		
釧路管内	4.1%	釧路管外 34.0%
		道外青果 61.9%
花き取扱量		
釧路管内	0.6%	釧路管外 30.5%
		道外青果 68.9%
花き取扱金額		
釧路管内	0.3%	釧路管外 32.9%
		道外青果 66.8%

【中央卸売市場から地方卸売市場への転換】

1、地方卸売市場への転換の背景

(1) 取扱数量及び金額の減少

- ・大型量販店の進出による地域小売店の廃業や営業形態の転換
- ・大型量販店による市場外流通の増加
- ・200海里漁業規制による漁船の減船に伴う需要の落ち込み
- ・消費者ニーズの多様化

(2) 市場流通を取り巻く環境の変化

- ・委託集荷割合の減少
- ・相対取引の増加

2、地方卸市場への転換メリット

(1) 流通環境・消費者ニーズに柔軟に対応できるシステムへ移行可能となる

- ・開設区域、供給区域の規制がなくなる
- ・商物一致規制がなくなる

(2) 事務の簡素化に等による管理コストの削減が可能となる

- ・申請、承認行為等の事務の効率化
- ・販売原票に関する規制の削除
- ・指定管理者制度の導入

3、地方卸売市場への転換効果

(1) 行政、業界双方の事務の効率化及びコストダウンが図られた

- ・指定管理者制度の導入
- ・一般会計からの繰入金金の削減

(2) 市場使用料の減額による業界支援

- ・業界の新たな事業展開を誘導
- ・委託手数料の自由化に対応できる体制を構築

調査項目：地産地消の取り組みについて

【地産地消くしろネットワーク】

- ・ 釧路市産業再生指針（平成 16 年 3 月策定）
- ・ 産業再生に向けて①地域一体で強みを活かす
 - ②儲ける企業をつくり、雇用の拡大を。
 - ③食・環境・観光・港湾を重点分野に。
- ・ 食分野の取り組み
 - ①地産地消の推進 ②販路拡大 ③地域ブランド化の推進
- ・ 釧根での地産地消による経済効果
 - ①現状の需給バランスと自給率：62.5%
（生産額 2兆6,133億円）
（需要の構成 移輸出9,008億円）
（供給の構成 2兆6,133億円）
 - ②自給率向上による生産額の増加：移輸入の減少
1%・・・121億円 3%・・・342億円 5%・・・516億円
 - ③自給率向上による雇用の増加
1%・・・970人 3%・・・2,730人 5%・・・4,079人
- ・ 地産地消の実践（食事で自給率を3%UPさせるには？）

地産地消くしろネットワークの設立

- ・ 平成 16 年 10 月に設立、地域一体で地産地消の取り組みを推進する中核的組織で、生産者・流通事業者・実践団体等 16 団体で組織し、平成 17 年 6 月に中長期的活動計画を策定し、地域の現状を把握、課題を整理（推進体制の整備・情報発信・普及促進・人材育成）
生産者団体には阿寒農業協同組合他、流通、販売については釧路漁商業協同組合等

～活動計画～

（推進体制）

- ① 中核的推進組織の整備 ②実践団体の拡大 ③事業協力体制の整備

（情報発信）

- ① 地場製品の紹介 ②地産地消活動の紹介 ③食文化の紹介

（普及推進）

- ① 地産地消について考える機会の提供 ②地場製品に触れる機会の提供
- ③地場製品の開発（ニーズ把握・商品開発） ④地場製品流通拡大（新たな流通の仕組みづくり・販売促進）

（人材育成）

- ① 食育の推進 ②郷土を知る機会の提供 ③後継者育成・確保

～地産地消くしろネットワークの主な活動～

※それいけ！北のガレット大作戦会議等の団体活動支援

※ガレットにより活性化（食材は地元産）

※ホームページ（くしろの地産地消）開設：平成 18 年 3 月

※ロゴマーク選定（平成 18 年公募による）マグネット・クリアファイル作成配布

※イベント（①釧根まるかじり、消費者まつり②メイドインくしろ③愛食フェア inくしろ）

※くしろ食財の日開催（49か所） 6～10月の金・土・日開催（ガレットも！2年目）

「もっとくしろの地場産品キャンペーン」開催

地場産品のPR・消費拡大・地元小売店の販売促進・9～10月の期間中シールを集め応募すると合計2千人に旬の地場産品をプレゼントする。

（ガレット・ハウレンソウのパウダー・シカ肉の料理等）

～学校給食での食材活用～（5割が地元産食材）

野菜・魚介類・鯨肉・根釧牛乳・エゾシカ肉など、また、学校給食だよりを活用し地産地消や地場産品のPRを行う。

～地産地消の課題～

推進体制：食以外の分野への移行・売れる仕組みづくり

普及促進：新たな流通の仕組み・販売促進

情報発信：地場産品の紹介

人材育成：食育、食への関心・担い手育成

○ 質疑応答

Q：釧路は「魚」が主流の町かなと思っておりました。公設市場のスタート時点では魚（海産物）で始まったが、平成元年からは「花き」になってしまったとのこと。魚（海産物）の取り扱い市場は別にあるのか。

A：市が開設した市場が別にある。

Q：地方卸売市場への転換について助成金等は？

A：企業会計の「30%ルール」があり、人件費・物件費等の分は30%見て繰り入れる。今、市場管理費（運営費）が6千万円位の30%で約2千万円が一般会計から繰り入れてる。中央卸売市場の時人員が8名でしたが、現在は倍以上の人員ですので半分以下であり、現在2千万円の繰り入れがあり、その倍の4～5千万円位です。

Q：たとえば申しますが、青果物取扱量の道外青果が59.8%ありますが、その中には輸入品が含まれるかと思われませんが、生産地や生産者等についての（責任）安心・安全の面での調査をしていますか。

A：商品の産地で規制されて運ばれてくる。海外のものについては、国で規制しているので特に調査していない。

Q：学校給食は全部地産地消を推進しているのか、小中学校対応か。

A：約5割程度の対応で、小中学校で対応している。

Q：小中学校の給食はセンター方式なのか。

A：小学校1施設・中学校1施設で同敷地内にある。献立は2カ月前を見込んで作成。

Q：行政と民間の協働で、こういった役割分担をしているのか。学校給食などについて伺いたい。また、協働のありかたについて。

A：ネットワークの事務局は市役所で、現在は行政が主体で行っている。

どこが主体になるかは今後の課題となっている。

Q：地産地消と含めて学校給食と食育とリンクしてやっていることがありますか。

A：なかなか難しく、色々な分野で食をとおして学んでいただいている。

Q：くしろの地産品の推進室の事業費はいくらくらいですか。

A：ネットワークで年間事業費が200万円。その中で運営する。また、参加費などを含めて運営している

Q：地産地消くしろネットワークの年間総事業費200万円とありますが、負担金等を併せて、平成21年度は総事業でいくらですか。

A：昨年においては、参加負担金含め1,500万円位です。

○委員所感

八木沼久夫委員長

昭和48年釧路市中央卸売市場として開設。消費人口45万人を推定。

時代の趨勢による組織改編—地方卸売市場への転換—指定管理者制度の導入

大型量販店の進出—地域小売店の減少、

市場外流通の増加による取扱数量および金額の減少

委託集荷割合の減少

相対取引の増加

青果物取扱量 釧路管内6.4%

取扱金額 // 4.1% 釧路は生産地にあらず。農業でも畜産業が中心。

道外青果物の取扱量並びに取扱金額がおよそ60%以上となっている。

実際市場内を見学したが、品目が少なかった。

○釧路市役所（産業振興部産業推進室）

地産地消くしろネットワーク

地域での地産地消の経済効果を数値化して、1%上げるとどのくらいの効果があるか、わかりやすくまた、3%上げるのに食事でもわずか1週間に2皿を地場産品にすればOKという身近な手軽なことだという考えに誘導していた。

平成16年に生産者団体、流通・販売団体などがメンバーとなり地域一体となった地産地消推進団体を設立する。共通料理「ガレット」を市内15店舗で提供。中の具は店独自の地場産品を利用する。

くしろ食財の日を開催し、地場産品の普及を図る。参加店共通ののぼり、ポップ。

消費者にもお得感を感じさせるべく9月10月の期間中にシールを集めて応募すると地場産品がもらえるというキャンペーンも企画している。100店舗が参加し5000件以上の応募があったとのこと。

地産地消、地場産品の活用などと声高に叫んでみてもなかなか効果が表れない。

農産物を加工し、付加価値をつけて販売する6次産業化をいろいろな角度で取り組むことが必要。また、工業製品でも、市内にある部品加工企業の製品で、どのような完成品として市場に出回っているのか市民にPRし、購入してもらうことで仕事が増えることになることも考えていく

べきうではないか。

地域の誇れるものは何か。それをどう売り込むか。

なんでも作れる。なんでも在る器用貧乏的な須賀川市では、腹の底からの貪欲さが沸き起こらないのだろうか。

相楽健雄副委員長

釧路市では年間の安定した農産物の確保が出来ないため、公設の市場を作り全国からの農作物を集める釧路地域では真夏でも気温が20度前後で米、その他野菜が作れなく、又湿地帯が多く農産物作りには適していないみたいである。

地産地消については、企業も食品も地元のものを使う、あるいは利用するなど、地場産業育成にも力を入れている様である。又、儲ける企業を作り雇用の拡大。自給率の向上など行っている。17万人の人口で、3%の自給率を上げると342億円が消費する事らしい。役場がアイデアを作っている。当市でも行っていきたい。

川田伍子委員

釧路市公設地方卸売市場を視察致しましたが、釧路の主産業は水産業であり私達の視察しました、公設地方卸売市場での野菜、果物、花きなどは海岸や曇天の日が多く、あまり良質の作物に適さず、釧路圏外又は道外産に依存しているほうが多いように感じられました。ですから、当地方のキューリや果物、花き等販売拡大の希望が持てるように考えました。

自給率を1%から5%向上による生産額増加に努力されており、地産地消の推進に於いてはロゴマークを作成し、ロゴマークのシールの応募者に地場製品のプレゼントをしたり、地場製品のPRののぼりを作成したり、食材の日を開催したり、学校給食に積極的に取り入れたり、生産者と小売業者と共同でメニューを開発したり、商工農一体となって産業再生に向けて取り組んでおられることは、大いに学ばなければと思いました。

市村喜雄委員

○公設地方卸売市場（地産地消の取り組みについて）

食料の安定確保のために中央卸売市場から始まって、指定管理者による市場運営に至る経過は、いずれも同様であろう。大手スーパーの産直取引、コンビニ・外食等の加工食品の増加、少子高齢化等による中小小売店の減少など卸売市場における取扱状況（年度別取扱数量・金額推移）から社会を反映している数字が見て取れる。

地産地消の取り組みについては、民間との協働による取り組み、学校給食における食育とのコラボ、なにより、数値目標を掲げてこれだけ自給率を上げれば経済効果はこれだけ上がる、雇用の増加は何人であるという説得力のある施策である。学校給食だよりの裏面を利用して地産地消・地場製品のPRをするというアイデア、行動力は、産業振興部と教育委員会との連携も素晴らしい。

地域における経済のあり方、行政の取り組み・役割・行政内でのコーディネート、民間との協働の取り組みなど一生懸命さが伝わった研修内容だった。

菊地忠男委員

必要に対応した公設市場だろうと思うが、建設費16億円が37年を経た中でも赤字経営であり、償還が終えていないようだ。累積赤字が28,000万円とゆう中で健全経営体質にもっていくのは大変だと思う。指定管理者になり経営状況も好転している様だが職員の一般会計繰り出し金が即応答出来ないのは認識が低いのではないか？

市場敷地内に一般市民が入れないのも考えものである。

仲買人が市場の中で市民に販売できて良いのではないか？市場を取り巻く環境の変化に理由づけをしているだけではなく、市税をつぎ込んでいる認識が甘い。

すでに建て替え時期で（37年経過）で新たな反応を考えてはどうか。当市には民間市場しかないが民間はそれなりに営業として成り立っている所以民間のノウハウを生かすべきだと思う。

地産地消については、公が主体となり活動をして大変参考になった。「もっと釧路の地場産品」を市民にアピールしているのは関心させられた。

大内康司委員

昭和48年釧路市中央卸市場として、敷地6,600㎡に約16億円の事業費で設置されましたが業績が悪く、平成元年花キ部門開設後、平成18年公設地方卸売場の開設に変更。市の指定管理者による市場運営となった。

取扱い金額は平成17年8,804千万～平成21年9,949千万と増加しているが地場産地の取扱いは6.4%から4.1%と減少している。

市の一般会計からの繰入金は年間5,000万で有るが以前の市場型体よりコストダウンは計られて居る。福島県から伊達地区の桃が入荷して居た。

地産地消の取り組み方については、経済効果を市民と共有する事により1%UPで121億円、3%UPで342億円、5%UPで516億円の生産額の増加が見込めるので、地産地消活動を積極的に進めて参りたい。地産地消の販路、学校給食連携、地域商店会による普及促進、人材育成等も取り組む事は多い。

高橋秀勝委員

市が開設者となり、昭和42年公設地方卸市場準備局を設置して昭和48年に竣工された。敷地は6,600㎡ 建設費約16億円 売買業者は青果と花きで175業者 産地取扱量、青果は釧路市地元の物は6.4% 北海道外60% 道内釧路管外33%と釧路市は農業生産者が少ないことであると感じた。

設立当時は青果の業者をみても284業者。現在92業者も1/3になっているのが現代社会の状況なのかと？

「地産地消の取り組みについて」

我が市のように、地元で採れたものを買って求めてもらうというより、地元で採れた物を何とか利用できたらという行政が、力を入れておる事が感じられたが、我市としても地産地消にしても学校給食など、市とJAなどが努力をしている。

他市に一步も遅れを取っていない評価を我市にしたい。

【帯広市の概要】

(2) 沿革

市制施行 昭和8年4月1日

(市制が道内7番目として施行され、十勝平野の北方畑作農業地帯の中心都市として、道東あるいは十勝地域のサービス基地として発展を続け、昭和32年4月、川西・大正両村を合併して、新たに広大な農林畜産地帯を市域に加えた帯広市は、人口9万3千人を数えることとなり、昭和34年、初めて長期的な町づくりの展望を示す総合計画を策定し、都市基盤・住環境の整備を進めるとともに、工業団地造成等の事業にも着手し、昭和53年12月には、人口15万人に達した。)

※平成21年4月1日現在 人口168,532人

(帯広市は北海道で6番目の人口規模を誇る都市)

(2) 地勢

面積 618.94km²

(北は大雪山系、西は日高山脈に囲まれた広大な十勝平野の中央部に位置し、市街地は北に集中し、南は大規模畑作地帯、雄大な大地に恵まれたまちです。)

東端 北緯42度45分47秒 東経143度16分6秒

西端 北緯42度44分52秒 東経142度41分13秒

南端 北緯42度36分53秒 東経142度54分2秒

北端 北緯42度57分10秒 東経143度7分50秒

(3) 5つの重点施策(平成21年度)

①活力あふれるたくましい地域経済の構築(総事業費:19,713,888千円)

(公共事業の確保、地域産業の活性化、雇用対策)

②子どもたちをすこやかに育む社会づくり(総事業費:2,070,234千円)

(学校環境・教育、子育て支援)

③安全で安心して暮らせるまちづくり(総事業費:2,958,765千円)

(保健・福祉・人権、交通安全、災害への備え、耐震化、生活基盤整備)

④環境への負荷の少ない地域づくり(総事業費:599,944千円)

(環境教育、環境意識の醸成、新エネルギーの活用、効率的なエネルギー利用)

⑤人口の減少を抑制する魅力あるまちづくり(総事業費:14,134,912千円)

(子どもたちの成長を支え合うまちづくり、快適で住みよいまちづくり、力強い産業が育つまちづくり、にぎわいのあるまちづくり・地球環境に貢献するまちづくり)

(4) 特色ある施設等

①社会教育においては、【とがちプラザ】という、都心部整備事業の中核施設として産業支援の「定住交流センター」と生涯学習活動を推進する「生涯学習センター」の機能を併せ持つ複合施設等6施設がある。

②環境・公園においては、【くりりんセンター】という、焼却及び破碎処理を行うごみの中間処理施設で、高効率発電や、環境学習ができる「くりりんプラザ」、パークゴルフ場も備えている等4施設がある。

- ③国際交流については、JICA（独立行政法人国際協力機構）による開発途上国からの研修員の受け入れや青年海外協力隊の募集など国際協力を担う施設等2施設である。
- ④商業・工業については、【北の屋台】という、中心市街地の活性化を図るため、20基の屋台を設置。厨房部分を固定式とし、移動式の屋台を合わせることで、屋台の雰囲気を残したまま、道路法や食品衛生法の制限を解決する等2施設がある。
- ⑤農業については、【帯広の森市民農園】があり、都市と農村の交流をテーマに、市民への貸出農園（180区画）と学童体験農園を整備する等3施設がある。
- ⑥福祉については、【健康福祉センター】があり、健康づくり支援、子育て、療育支援、高齢者・障害者支援など各種福祉サービスを提供する施設等3施設あり。
- ⑦その他、市庁舎は12階建の行政棟と4階建ての議会・水道棟が連絡通路で結ばれ、市民も憩うことのできる展望ホールや催しを開くことができる市民ホール、高度情報化に対応し、オープンフロアとなっている執務室、リフレッシュコーナーなどを配置。また、市街地の南北の円滑な交通体系を整備するため、延長6.2Kmの区間を鉄道高架とし、新設道路19本を含め30本の交差道路を整備するとともに、景観に配慮した高架橋を採用。駅周辺土地地区画整備事業、街なみ・まちづくり総合支援事業と併せた帯広の都心整備事業の一つとし、鉄道連続立体交差事業に取り組んだ（事業主体：北海道）

(5) 行政組織等（平成21年4月1日現在）

市の機構	12部	1室	80課	127係
市の職員	条例定数	1,426人	（うち市長部局862人）	
	現員数	1,422人	（うち市長部局855人）	

(6) 主な指標

○学校・保育所等（平成20年4月1日現在）

保育所（市立12、私立14、へき地7、共同3、児童保育センター23）

学校数（私立幼稚園14、小学校26、中学校15、高等学校8、大学1）

○老人福祉施設等（平成20年4月1日）

養護老人ホーム 2カ所（定員200人）

特別養護老人ホーム 5カ所（定員429人）

高齢化率（65歳以上人口） 21.3%

○観光客入込数（平成19年度）

年間 2,360,500人（前年比91.2%）

（内訳）道内容 1,624,700人 日帰客 1,753,100人

道外客 735,800人 宿泊客 607,400人

調査項目 : 帯広市の中心市街地活性化について

1 中心市街地の現状

平成8年11月に鉄道連続立体交差化されたJR根室本線の帯広駅を中心にバスターミナル、立体・地下駐車場、自転車駐車場、観光バス駐車場が配置され、帯広市はもとより十勝圏域全体における交通の要衝として重要な役割を果たしている。

帯広市の都市的発展は、開拓以来JR帯広駅北側から進められた結果、帯広市の歴史とともに歩んできた地元百貨店や、各種専門店、飲食店が集積した商店街、市役所をはじめ税務署などの国の出先機関、中央郵便局やNHK放送局などの公共公益サービス施設、総合病院などの医療機関、事業所など様々な都市機能が集積している。

中心市街地の活性化のため、都市基盤の整備・更新をする等、数多くの事業を展開。

市民の交流の場として、(藤丸百貨店の8階)に

【市民活動交流センター(愛称:ふれんずびあ)設置】平成18年10月1日より供用開始し

(目的) 世代や地域を越えた市民の活動及び交流を支援し、中心市街地の活性化と市民共同のまちづくりを推進する。

(経過) 市中心部の商業施設において、フロア再配置計画により最上階のフロアが余剰となったことから、当該フロアを借り上げて市民からの要望のあった中心市街地における市民活動の拠点として施設を設置

(事業費) 実施設計委託: 1,575千円

設置工事委託: 49,350千円

備品購入費: 5,813千円

(管理・運営) センターの使用許可事務、備品等の貸出、その他センターの管理のため、嘱託職員4名と臨時職員4名により、嘱託職員と臨時職員各1名の2名体制でローテーションで運営している。

また、市民活動情報室では、市民活動に対する情報提供等の支援を行うため、市民活動アドバイザーを設置している。

(運営経費)

嘱託職員報酬・共済費 (3,423,900円)	臨時職員報酬・共済費 (2,596,744円)
消耗品・光熱水費 (1,109,000円)	保険料 (38,580円)
通信運搬費 (167,600円)	ピアノ調律手数料等 (41,500円)
ホームページ等委託料 (1,141,676円)	フロア賃借料1年分 (21,456,000円)
電話・パソコン・コピー機等賃借料	(2,016,800円)
合計	31,991,800円

(駐車場)

藤丸の駐車場サービス (買い物1円以上1時間無料 ・ 2千円以上2時間無料 ・ 1万円以上3時間無料)

市役所駐車場 (無料)

(施設内)

- 市民活動情報室：市民活動の情報提供や相談の場・編集作業の場
- 市民活動作業室：資料作成や編集作業の場
- 市民サロン：まちで活動する人たちのミーティングの場
- 子育て活動室AとB：お母さんたちが子どもとともに集う場
- 市民活動会議室：自主研修やミーティングの場
- 多目的活動室：多様な用途に使える場
- 高齢者活動室AとB：元気なお年寄りが多様な趣味を楽しむ場
- 市民交流ホール：ミニギャラリー的スペース

※市民活動交流センター（愛称：ふれんずぴあ） 約4万人が利用している。

【帯広市中心市街地活性化基本計画】

- ・計画期間：平成19年8月～平成24年3月まで
- ・面積：140ha
- ・目標：住実ゾーンの形成・買敵ゾーンの形成・観動ゾーンの形成（中心市街地に集積している社会基盤・ストックの有効活用を図り、歩行者天国などの市民主体の各種イベントにより、地域コミュニティ再生を目指し、帯広・十勝の中心としての魅力を更に向上させる）

・主な事業

○開広団地再整備事業（老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備・総合病院などに隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、総合病院と連携した医療支援機能を整備し、分譲マンション100戸の住宅供給を計画）

○市民ギャラリー整備事業（JR帯広駅地下の未利用空間約1,600㎡に市民ギャラリーを整備し展示スペース・収蔵庫を併設し、郷土の画家等の作品収蔵を計画）

○優良建物等整備事業（旧計画に盛り込まれた高齢者下宿の運営ノウハウを活かして50戸の高齢者住宅、デイサービス、発達障害対応託児所などの機能を併設する計画で街なか居住とコミュニティ再生を図る事業：1/3の補助事業）

○広小路商店街アーケード再生等事業（屋根材等改修により省エネ化と照度を高めることで誰もが安全・安心で快適に歩くことができる優しいおもてなしの空間を演出：2/3国庫補助）

【中心市街地活性化ソフト事業】

○帯広まちなか歩行者天国（商店街・市民団体・ボランティアの手作り）

○北の屋台事業（平成13年7月オープン。開業から6年で来客100万人突破。現在3期目で店主と客、客同士が交流できる屋台の雰囲気と地産地消取り組みで年間15万人を超える人気のスポットである。

○帯広のスイーツも数多くある。

（六花亭：マイセンバターサンドや豚丼等）

○質疑応答

Q：中心市街地活性化に伴い、市営住宅等がなかったようですが、市外（中心より遠く）にありますか。また、中心市街地マンション等を建てる場合の施策について。

A：道営・市営住宅が住宅団地内にあり、規模が5～6世帯がある（借り上げ公営住宅）民間による20年間の賃貸契約である。

（108戸あり、居住者については、世帯人口が1.7人であるので約200人位）

12年以降中心市街地（駅周辺）にもマンション等が建ち並ぶようになってきた。

Q：高齢者下宿（住宅）を広めています、内容等・下宿代（入居料）の金額は。

A：高齢者下宿は14ヶ戸あり、13年前からホテルを改造し1人暮らしの高齢者が利用している。現在10名が入居しており、敷金はなしで、下宿代は（食事込）1月10万円です。

Q：中心市街地活性化基本計画の目標設定値で、人口増のまちなか居住者数の目標（3,655人）と設定してありますが、どのような場所に、どのような建物か。また、開広団地再整備事業の総合病院との連携医療支援機能を整備し・分譲マンションを100戸、具体的に伺いたい。

A：まちなか居住者目標設定は、この計画により増えるだろう整備戸数×世帯人口1.7人+計画以外（民間）の動きを併せて3,655人とし、実現できそうである。

開広団地の件ですが、計画は近くにある総合病院と連携するはずでしたが、うまくいかず別な形で協議中です。近くに総合病院がありますが、なかなか難しく、リンクがうまく進んでいない。（別な形で医療法人が参画してくる）

Q：まちの中に住む（民間含み）魅力があるので住むと思いますが、郊外に住むより固定資産税等高いと思いますが、それでもまちの中に住みたい・住んでもらいたいとのコンセプトを聞かせてほしい。

開広団地の民間の医療法人化、どのような形態の100戸位のマンションなのか、医療との連携・介護福祉的な物も含まれるのか。

まちなか居住には、中心市街地を活性化するため、地域コミュニティを再生していくのが大きな目的、そのためには施設が必要で、今大きくは高齢化が進んできているので郊外に戸建てで住んでいる人たちが高齢化が進み除雪等ができなくなった時、車を使う生活ではなく都心に（歩いて暮らせる）住めるまちづくりをめざす。

開広団地について現在検討中、介護施設（法）にのった特定施設の位置づけを目指す。

高齢者介護福祉計画が3年サイクルで見直す。その枠を確保でき（もらえれば）要件を満たしながら高齢者に食事を提供・住民者対象に介護ステーションとうの機能を入れて、法に合う介護施設をめざす。介護一般を経営している病院が入る予定。

（マンション内だけでなく、外からも来ていただける）

Q：まちなか開発に39億円どの課が担当しているのか。また、国庫の補助・市の補助等の割合。計画通り進められているか。他に対象事業があるのか。

A：まちなか開発は商業まちづくり課が担当。補助は各1/3（地権者・市・国）である。

昨年着手したが現在2カ月遅れである。

空き店舗事業に開業する方は商工会議所を通し50万円限度の補助。お祭り、氷祭り等については商店街のほうで上限50万円補助。帯広ロードヒィテングについては、1/3補助。

中心市街地活性化協議会へ300万円。中心市街地活性化推進室（まちなか支所）600万円。

○ 委員所感

八木沼久夫委員長

明治16年の開拓以来、帯広駅を中心に、「藤丸」という地元唯一の百貨店を核として発展してきたが、中心市街地とされるところの人口は、昭和30年の15000人をピークに、平成12年には1800人にまで減少したが、マンション建設や借り上げ市営住宅2棟108戸分の建設などにより、街なか居住が見直されてきている。

駅を中心として、土地区画整理や、根室本線連続立体交差、バス交通施設整備、駅北地下駐車場施設整備など都市基盤の整備を、また、駅北多目的広場の開設、ロードヒーティングされたプロムナードの設置、定住交流センター、図書館といった市民の集える施設をも配置している。

また、平成18年に、中心市街地の顔ともいえる藤丸百貨店の8階に市民活動交流センターを設置している。ここには、市民活動に関する会議室や情報室、作業室、高齢者活動室、市民交流ホール、子育て活動室などが配置されている。

このように、市民の声を聞きながら、行政サイドでやれることはやっているという印象だった。

今後、空きビル再生事業や街なかにおける高齢者住宅やディサービス施設設置事業、アーケード再生事業など計画されている。

本市でも、中心市街地の都市基盤の整備や施設の配置など大方完了していると感じられる。今後は、これらをどう活かしていくかソフト面での更なる施策が必要ではないか。

相楽健雄副委員長

農業が基幹産業のため街は活気があった。特に街並みはきれいで年間100ヶ所位視察研修に来ているらしい。中心市街地には民間から住宅を借り上げ100ヶ所位で(約200人)1人暮らしの人達が利用しているとのこと。そのため民間マンション建設が増加している。

歩いて生活が出来る中心市街地を、これから当市でも考えて行きたいものである。

川田伍子委員

帯広市の中心市街化の取り組みを視察して参りました。

帯広市も御多分にもれず、大規模小売店舗の中心市街地からの移転となったが、市街地の分譲や賃貸マンションの建設や借上市営住宅の建設などにより、中心市街地の街中居住が見直されて来ているそうです。

中心市街地に集積している社会基盤のストック有効活用を図り、歩行者天国など市民主体の各種イベントにより「地域コミュニティ」再生を目指し、帯広十勝の中心としての魅力を向上させているようで、街の中はとても活気がある様に感じました。

総合病院と連携した医療支援機能を整備し、分譲マンションの住宅供給計画や優良建築物を整備して高齢者下宿と高齢者住宅、デーサービス、発達障害対応の託児所など機能を併設する計画をしたり、まちなか一日フリーパスに路線バス利用で、中心市街地の回遊性を見込む取り組みや、全国に帯広方式の屋台村が人気スポットになっているようで、精力的に活性化事業に取り組んでおられることは非常に参考になりました。

市村喜雄委員

○中心市街地の活性化について

取り組み方において本市との違いは指標を持って取り組んでいる。当たり前の話である。

例えば、まちなか居住である。なぜ必要かの問いにコンパクトで歩いて暮らせる地域社会が必要であると明確に答え、それを実行している当たり前の事業。まちなか居住者数の把握・基準年値から目標値設定・目標達成に寄与する主要事業の進捗状況・事業効果、目標達成の見通し及び今後の対策、きっちり内部での事業評価をし、公表している。

この事業は商業政策ではなく都市政策である。当地域を満足させる商業集積・商店街形成は無理である。コンパクトで歩いて暮らせるエリアが中心市街地で生活者がより集い、消費のみが目的ではない交流の場の創造が必要ではないか。

本市における中心市街地の特性を活かして哲学とまではいかないにしてもある程度具体的な理想像を持つべきではないか。行政と民間の間で描いている将来像が見えてこない。

菊地忠男委員

中心市街地活性化の取り組みはハード面で十分に100年先を見越した計画を立てていた街づくりに感心した。まず目の道路づくりを初めロードヒデング

商業地と住宅の区分け等、乱開発の防止もされている様だ！！ 活力あるまちづくりの為「はんえい競争」「スピードスケートの設置」「田園環境モデル都市」等のコンセプトを踏まえた基本理念を持っている事が大切だと感心させられた。

藤丸百貨店の8階に市民活動交流センターを設け情報発信の基点とし市民活動を支援している事も立派であり感心させられた。本市においても市民の活動を援助する無料の施設はあっても良いと考える。

帯広職員が自分たちの街の営業を「アピール」する事がところどころに出ていることに感心させられた。

ハード、ソフト面において街をどうするかと考える事を意識している職員のいる所は市民の考えの一つでもあり大いに参考になり私達も見習いたいと考えさせられました。

大内康司委員

釧路市を視察して帯広市の場合中心市街地はまとまって居ると感じ、現存する地域で一つの百貨店を大切に利活用して居るが、百貨店自体の売上げは毎年右下がり近隣地域の再開発に力をそそいで居るが、最近の経済環境で開発計画の後ろ倒しをする事業が増えている。

少子高齢化時代に対応した街づくりを進めて参りたい。事業計画は多く認められた。

高橋秀勝委員

帯広市の中心市街地活性化の取り組み、人口167,000の市であり中心市街地に百貨店と大型店（イトーヨーカ堂）があり賑わっていたが、平成10年大型店が出て中心市街地の活性を考え、地下駐車場を作り、大型百貨店の8階に市民活動交流センターを設置し、人が中心市街地に集まる方法を考え、駅を中心に取り組んでいる。平成10年に大型店の空きビルの対策が課題のように感じた。

中心市街地に訪れる人、住む人が増えることを最終的に目標としている。

行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査期日	平成 22 年 7 月 28 日	調査先	北海道伊達市
参加者	委員長 加藤和記 副委員長 塩田邦平 委員 大倉雅志、関根保良、生田目 進、橋本健二、渡辺忠次 当局 阿部泰司 随行 鈴木弘明				
調査事項	○伊達ウェルシーランド構想について ・取組みの経緯と内容について ・今後の課題等について				
伊達市の概要 北海道の南西部に位置し、函館市と札幌市のほぼ中間にあり、南は噴火湾に面し、東は工業都市室蘭市、いで湯の里登別市、西と北は洞爺湖町と壮瞥町に隣接している。さらに、大滝区は、壮瞥町をはさんでの飛び地となり、札幌市、千歳市、喜茂別町、白老町と隣接している。 伊達市は、明治 3 年に仙台藩一門互理伊達家領主の伊達邦成と、その家臣・領民たちが集団で移住し開拓したという歴史を持っている。 北海道にあって四季を通じて温暖な気候に恵まれていることから、「北の湘南」と呼ばれ、道内はもとより道外からも移り住む方々がふえている。					
1 市制施行 昭和 47 年 4 月 1 日 2 面積 444.3 km ² 3 人口 36,866 人 (H22.6.30 現在)					
調査項目 ○伊達ウェルシーランド構想					
1 構想の背景・・・少子・高齢化の進行（人口動態の状況）					
2 構想の概要 ウェルシーランド構想（豊かなまちづくり）は、少子・高齢化が進む中で、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者ニーズに応える新たな生活産業を創出していくことで、働く人達の雇用を日促進して、豊かで快適なまちづくりを目指す取り組み					
・高齢者が住んでみたい町 近郊だけでなく、北海道や全国各地から高齢者が住んでみたいと思う魅力ある町					
・女性・若者の働きがいのある町 新たなサービス導入により、コミュニティビジネスと新たな雇用が創出され、働く女性や若者の流入が進む活気ある町					
・働く人が住みたい町 このような働く人たちが住み続けたいと思う安心・安全の町					

3 構想の経過

平成14年1月

- ・官民協働の「伊達ウェルシーランド構想プロジェクト研究会」発足
- ・会員を募集し、金融・住宅・不動産・福祉などの各分野のメンバーが集まり、「何をすべきか、何ができるか、何をすれば儲かるか」を研究

平成16年5月

- ・構想プロジェクト研究会を再編した「豊かなまち創出協議会」発足

平成16年6月

- ・少子高齢社会に対応した豊かなまちづくり計画として、国の地域再生計画に認定

平成17年以降

- ・構想に掲げた各事業が順次スタート

平成20年3月

- ・平成19年度地域づくり総務大臣（団体表彰）受賞

平成20年4月

- ・「豊かなまち創出協議会」の役員及び会員を一新

4 各事業の取り組み

(1) 伊達版安心ハウス

高齢者の方々が安心・安全・快適に住むことができる良質な建物の総称で、住宅型・施設方・グループホーム型や、訪問介護事業所を併設したものが考えられる。

伊達市では、市の独自基準である「伊達版安心ハウス認定制度」を制定し、良質な高齢者向け住宅を民間活力により普及することとしている。

① 伊達版安心ハウス制度

認定基準を満たし、市の認定を受けた場合、市の広報誌やホームページ、その他の機会を通じて市がPRを行い普及促進に努める。

② 伊達版安心ハウス認定状況

現在、伊達市内には認定を受けた安心ハウスとして2棟65戸が民間事業として供給されている。

(2) 伊達版優良田園住宅

優良田園住宅は、農山村地域、都市の近郊、その他の良好な自然環境を形成している一戸建ての住宅のことである。多様な住環境の一環として、自然的環境の豊かな地域でゆとりある生活を営むことを求める田園居住に対するニーズの高まりを受け、平成10年7月に「優良田園住宅の建設の促進に関する法律が」施行されて始まった。

伊達市では、同法に基づく基本方針を平成17年3月に策定し、私有地である農業センター跡地を活用した民間開発による建設事業を進めている。

① 伊達市における取り組み経過

平成19年 7月 優良田園住宅建設計画認定
10月 事業者による造成・販売開始
平成20年 4月 造成地完成

② 伊達市認定 優良田園住宅建設事業「田園せきない」

市の中心部から車で約10分、豊かな自然に囲まれた田園地域

開発総面積 45,109.01 m²

区画数 全53区画

土地販売価格 5,023千円～8,980千円、坪単価は平均37,000円程度

(3) 伊達版ライフモビリティサービス（乗合いタクシー）

北海道では、土地の広さや冬の寒さなどから、自家用車の保有率・利用率が高く、バスなどの公共交通機関は衰退傾向にある。

伊達市でも同様の傾向で高齢化が急速に進行している中、生活の足の確保が重要。

自動車を運転しない方々が、負担を少なく安心して利用できる新しい交通手段として、会員・予約制の乗合いタクシー事業を推進

① 基本コンセプト

- ・ドア to ドアの移送サービス
- ・低価格でのサービス提供
- ・従来にない生活支援サービスの提供

② 運行内容（平成21年4月現在）

- ・運行区域 旧伊達市内全域
- ・運行日 月曜日～土曜日（祝祭日を除く）
- ・運行時期 午前8時～午後6時
- ・受付方法 前日の電話予約により、午後1時～午後6時
- ・対象者 満60歳以上の方で、自分で乗り降りが可能な方
事前に会員登録が必要（伊達商工会議所で受付、入会手数料1,000円）
- ・事業主体 伊達商工会議所
- ・運行業者 伊達市内タクシー会社2社
- ・使用車両 一般のタクシー車両（セダン型）
- ・運賃 市内を9地区に区分し、同一地区及び隣接地区への移動は500円で、以降1地区ごとに500円ずつ加算

③ 今後の課題

- ・会員数及び利用者数の拡大
- ・より使い勝手の良いサービスの進化

(4) 地域情報の発信（地域情報センター）

地域生活情報の総合案内役として、伊達市民をはじめ道内外の移住希望者への情報発信のほか、各種紹介、相談、生活支援など多方面に渡る様々な情報の一元化機能を有する情報センターの整備を目指す。

これらの事業を担うため、地元のIT関連会社が地域の企業・団体の資本参加を受け組織を改編し、新会社として平成18年春にスタートしている。

(5) 移住促進事業

① 事業化の背景

- ・人口減少

② 移住促進により期待される効果

- ・経済波及効果

北海道庁の試算によれば、平成19年～平成21年の3年間で、計3,000世帯の高齢者無職世帯が60歳で移住した場合、生涯の経済波及効果は約5,700億円（社会保障費等の公的負担は約1,200億円）

・地域経済の活性化

多様なライフスタイルやニーズを持った人々の受け入れによる市場の量的・質的拡大や新たな需要の創出

・地域コミュニティの活性化

各種スキルや趣味を持つ人々の受け入れによるボランティアなどコミュニティ活動の活性化

③ 移住促進の取り組み内容

- ・ワンストップ窓口の設置
- ・お試し暮らし（移住体験事業）
- ・各種PR事業

(6) 心の伊達市民の取り組み

全国から伊達の応援団を募る取り組みで、対象者は「市外在住者」であり、伊達市のPRや街づくりに関するアドバイスを寄せていただく。

① 取り組みの目的

- ・会員を通じての伊達市PR
- ・会員組織へのモニタリング

② 会員特典

- ・「心の伊達市民」住民票の送付
- ・「心の伊達市民」名刺の送付
- ・納めた年会費に応じた特産品の送付
- ・オリジナル情報誌やかわら版の送付
- ・ツアーや交流企画の実施

③ 取り組み経過

平成18年1月に会員募集開始

平成21年4月現在で、約1,250名

質疑応答

Q 伊達版安心ハウスは、お年寄りをまちなかに住ませ、まちなかに人を戻す取り組みであるが、価格設定が高く目的と合致しないと感じる。

価格は業者主導で設定し、建物の建設・維持管理に対して、伊達市は助成しているのか。

食事の提供や緊急時対応サービス等の福祉との連携はどのように行われ、安心ハウスと市営住宅との関係はどうなっているのか。

A 内覧会を開いたときに、入りたいという人々が多かったので、すぐに一杯になると思った。しかし、老人ホームと勘違いした家族の反対で入居を断念した人々がいた。けっして家賃の価格設定が特別高いというわけではない。

市は、建物の建設・維持管理に対して助成をしていない。しかし、市が認定しPRすることで、市民は安心感を得ることができ、企業は金額に換算すれば数千万円になるである

う、本来負担すべき広告料を払わずに済むことからメリットはあると考える。

福祉との連携では、管理人が入居者の健康状態などを把握しながら相談に応じており、一般住宅と同様に通常の介護サービスを受けることになる。

市営住宅は入居率が高く、建てればすぐに一杯となり空き待ちの状態である。

現在、駅前に82人分の公営住宅を建て、お年寄りを含めた交通弱者を住まわせて、集約させる駅前再開発計画がある。市営住宅の建設には多額の費用を要することから、市営住宅を改築する場合は、伊達市全体の戸数の中で駅前とする方向で取り組んでいる。

Q 安心ハウスの位置づけが不明確である。利用者を含めた市民は、安心ハウスを福祉施設に準じた施設と捉えているのか。

A ウェルシーランド構想の目的は、福祉施策ではなく地域経済施策であり、行政と民間の役割を明確にして実施することとしている。

この考えに基づき、安心ハウスだけではなく、優良田園住宅、乗合いタクシーも同様にビジネスとして捉え、どのように展開すればまちの活性化につながるかという観点で、事業に取り組んでいる。

安心ハウスは福祉目的の施設ではない。一般の市民は、「安心ハウス」という名称から、福祉的な施設と勘違いされる方もたくさんいるので、広報等により周知・PRをしている。

安心ハウスに関して、行政はシンクタンク的な役割で法整備等に協力し、実際の管理運営等を含めた入居者の確保は民間の役割である。

現在、戸建住宅に住んではいるが、食事や風呂に関する不安、身体的・精神的に不安を抱えながら、施設には入りたくないという高齢者がたくさんいる。

高齢者のための住宅といっても、市営住宅には空きがないから、集合住宅で生活してもらい、その中で高齢者同士がコミュニティを作っていくための施設が安心ハウスである。

安心ハウスは、1階を共用スペースにして、相談に応じる管理人がいて、食事も有料で提供し4人位入れる浴場も用意し、2階からは居住スペースというコンセプトで建てており、申し込めば自由に見学ができる施設である。

Q 企業としては、自分達の企業努力の評価を行政に求めることが一般的である。

しかし、ウェルシーランド構想は、企業の協力や参加が背景にあり成功していると言われている。その具体的な中味と歴史的背景を聞きたい。

A 平成11年に市長が初当選し、約2年半経過した平成14年にウェルシーランド構想を掲げてスタートしたが、この構想は、今まで行政が取り組んできた事業内容と全く違う。

それまでは、事業を展開する場合、行政がお金を出して民間側は協力する感覚で取り組んできたが、その感覚を変えるための意識改革が大変だった。

若手経営者と市長との意見交換会を何回も開催し、市長が何度も言い聞かせることにより、若手経営者の意識が変わってきた。

優良田園住宅は、もともとこの構想にはなかったメニューである。もともと伊達市は移住者が多いまちだったことから、田舎暮らし志向が叫ばれている中で、必ず絶対成功するという思いがあった。伊達市にあった農業センターの跡地を整備・開発し、そこを優良田園住宅として分譲したいと、建築業界から声があがってきた事業である。

それに基づいて、行政は法律に基づく基本方針を定め、手続きを含めて国と調整し、伊達市の土地を民間に売却して、現在は53区画中43区画を分譲した。

Q 乗合いタクシーは、伊達市が伊達商工会議所とタクシー業者と協議して実証実験を行い、企業にその提案が受け入れられた。

乗合いタクシーの事業化は、企業側にとってどのようなメリットがあるのか。

A 景気低迷でタクシー業界は疲弊・低迷し、通常の顧客である高齢者が相乗りで代わることで収入が減るため、乗合いタクシー事業はタクシー業界から反発を受け、事業化までには時間がかかった。

平成15年度の夏と冬の2回、地区限定でワンボックスカーにより実証実験を行った。国の補助として数千万円の経費をかけ、タクシー会社に委託をして事業を実施した。タクシー会社は、2カ月で数千万円の利益となり、利用件数も多く利用者からも好評だった。

今までタクシーを利用していなかった人や、低所得者層等の新しい顧客を取り込めば、乗合いタクシーを実施したとしても、3回に1回は通常のタクシーを利用する客層でタクシー業界は収入が増えるというのが行政の考えであった。

そこで、行政と商工会議所とタクシー業者の三者で協議した。受付業務はタクシー会社ではなく情報センターで行い、当日の予約は認めず前日までの予約のみ受け付けて、9時から17時までを利用時間として平成18年11月に事業を開始した。

行政としては、一度始めた事業はなかなかやめられないことから、まずは事業をスタートさせた。

平成19年3月までの利用件数は多くなかったため、三者協議を行い平成20年度はサービス内容を変え、利用者が利用しやすいように改善することで少しずつ利用件数も増えてきた。考えていた以上にニーズはあるが、まだまだビジネスラインには乗っていない。

乗合いタクシーの運転手は日々割り当てられ、歩合制で賃金が運転手に支払われている。

伊達市のタクシー初乗り料金は530円であり、平均700円～800円位の利用料金となっているが、乗合いタクシーは、相乗り率が低いと収入金額が設定単価の500円にしかならず、歩合制のため収入総額が減る状況となり、顧客に対して八つ当たりをする運転手もいて、利用者から苦情が出るようになった。

これに対処するため、1件当たり300円の上乗せ補助を行うことで、乗合いタクシーの運転手は800円の収入を得ることができ、顧客への態度が良くなり苦情が出なくなってきた。

伊達市内にはタクシー業者が2社あり、1社あたり150万円で計300万円の受付業務代としての助成と、年間約8,000件に対する1件300円の上乗せ分の助成として、1社あたり240万円の合計540万円を伊達市と伊達会議所で半額ずつ負担している。

当初、タクシー業者と調整するのは難しかったが、現在は毎月1回の意見交換会（定例会）を開催することで、サービス内容等について調整を図りながら進めている。

Q 安心ハウスや優良田園住宅に関して、住民とのトラブル等はなかったのか。

A 行政としては、特定の不動産業者を市民に紹介する訳にはいかず、かなり苦労している。

宅建業法に基づき登録している伊達市内の不動産業者を記載している一覧表を市民に手渡す程度であり、かなりシビアに取り組んでいる。

Q どの地方自治体でも雇用問題が厳しいが、安心ハウスや優良田園住宅等の取り組みを通して新しい雇用が創出された事例があるかどうか。

A 新しい雇用が創出された事例はないが、景気が低迷しているなかでも企業は倒産したりせず、雇用については現状を維持できていると思う。

Q 須賀川市においてもデマンドタクシーはあるが、交通弱者や高齢者が対象であり運行エリアが決まっている。エリア外の場合は利用したくてもできない状況にあるが、伊達市の場合は、エリアは決まっているのか。

A 伊達市は、平成18年3月に大滝村と合併したが、その大滝区はエリア外である。もともとの旧伊達市が運行エリアであり、会員制を採用し、会費を納めれば伊達市民に限らずに、自分で車の乗り降りができる60歳以上の方であれば誰でも利用できる。

Q 伊達ウェルシーランド構想プロジェクト研究会に関する、メンバー構成を含めた設立経緯、行政の関わりや連携について聞きたい。

A 研究会は、伊達ウェルシーランド構想に賛同した50歳以下の若手経営者の参加により発足し、伊達市と伊達商工会議所、伊達信用金庫、NTTデータ経営研究所が事務局を構成している。

民間が主体的にできるように、行政は事務局として資料作成等の調整・段取りを行い、民間の方々の協力を得ながら行政が中心となって研究会を運営している。

委員所感

○加藤和記委員長

高齢者の生活を考え、集合住宅等を建設してそこに住んでもらうことで、街の活性化につながるよう、また、街の中に高齢者の方々に出してもらい、元気な生活をしてもらうことが狙いとのことであった。

民間の活力で集合住宅等の施設をつくり、そこを購入してもらったり賃貸で住んでもらい、生活しやすい環境を提供し、一石二鳥をねらう取り組みとなっていたが、賃貸料が7万円から10万円と高く、一般の方々が入居しづらいのではと思えた。長期的にみたら考えさせられた。

北海道の中でも温暖な気候に恵まれ、高齢者が住みたい街とのスローガンであったが、市外の方々の入居も結構あり、将来、逆に負担が増えるのではと思えた。

市民の声を聞くと、入居費用が高くて、地元の高齢者はあまり入居していない等の声も聞かれ、先に少しの不安を感じてきた。高齢者の支援になるのだろうかも考えさせられた。

○塩田邦平副委員長

伊達市ウェルシーランド構想は、少子高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせるまちづくりと共に、高齢者のニーズに応える生活産業を創出し、雇用を促進して豊かで快適なまちづくりを目指す取り組みである。

高齢者が住んでみたいまち、女性・若者の働きがいのあるまち、働く人が住みたいまちを目的としている。

主な取り組み経過は、平成14年度に官民協働による「伊達市ウェルシーランド構想プロジェクト」、平成16年度に豊かなまち創出協議会の発足、少子高齢化に対応した豊かなまちづくり計画、国の地域再生計画に認定、平成17年度に事業化のスタート、平成19年度に

地域のお宝発掘、平成20年度に地域づくり大臣表彰を受賞した。

具体的取り組みは、伊達版安心ハウス制度、伊達版優良田園住宅、住宅流通の促進、伊達版ライフモビリティサービス(乗合タクシー)、地域情報の発信(地域情報センターの創設)、移住促進事業、心の伊達市民の取り組みなどであり、以上のごとく特徴のある高齢者のための施策を中心としたまちづくりを展開している。

○大倉雅志委員

伊達ウェルシーランド構想の中の「伊達版安心ハウス」は、一見すると福祉施設を補足するような施設にも感じられるが、説明の中では、「行政・民間の役割を明確にし、ビジネス事業の位置づけとなっており、市街地の活性化を目的として、行政としてはシンクタンクの役割を担う」というものであった。

住民(高齢者)ニーズの一戸建てでの食事、風呂等の不安にこたえ、高齢者のための住宅を目指したが、入居率が6割程度にとどまっている。

ねらいとしては、興味を持てるところがあり、高齢福祉を支える多面的な一翼を担えるものと感じるが、料金の設定がやや高めであり、限定された人を対象としていると感じるし、目的がやや不明確で十分に市民に理解されるまでには至っていないと感じた。

○関根保良委員

伊達市が取り組んでいる伊達ウェルシーランド構想は、少子高齢化が進む中で、高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者のニーズに応える新たな生活産業を創出し、働く人達の雇用を促進して、豊かで快適なまちづくりを目指す取り組みである。

内容の違いはあるけれども、どこの市町村においても、こういった取り組みは行われていると思う。

特徴としてあげるならば、行政指導はするものの、事業は民間がすべて行うというもので、行政は出資などはせず、構想の提案をするのみで、事業内容は、高齢者向けの住宅建設や斡旋、乗合いタクシーの運行など、情報センターを中心として、情報の収集や提供を行い、行政側との連携を図り、民間とのパートナーシップのもとに協働の取り組みであり、構想の実現には大変な努力を感じる。

予算を計上した中で構想の推進を図り、物心両面に渡り民間とのパートナーシップを推し進め、構想の実現を図るべきと考える。

○生田目進委員

伊達市は、人口約3万7千人の北海道内でも気候が温暖な街である。

本構想は、少子高齢化が進む中で高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、新たな生活産業を創出し、雇用の確保と豊かで快適なまちづくりを目指す取り組みである。

取り組む背景として、伊達市の高齢化率が29.3%と高く、15年後には約50%に達すると予想され、平成11年に現市長が就任し、雪が少なく温暖な気候や観光資源、食資源を活かして、他都市にはない定住・移住の推進を図った取り組みである。

具体的には、平成14年1月、官民協働による「伊達市ウェルシーランド構想プロジェクト研究会」を立ち上げ、趣旨に賛同する概ね50歳以下の若い層の参加者を募って、市内の金融、

住宅、不動産、福祉など各分野のメンバーが集まり、何をすべきか研究をはじめた。

1つには、伊達版安心ハウス事業である。

市が独自の認定基準を作成し、良質な高齢者向け住宅を民間活力により普及促進を図る事業であり、平成18年3月と5月に入居を開始し、現在2棟で65戸が民間事業として供給されている。

これら事業は、人に優しい高齢化対策事業として、中心市街地活性化のため高く評価できる事業である。

また、平成10年7月に「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」が施行されたことに伴い基本方針を策定（平成17年3月）し、市有地であった農業センター跡地を活用した民間開発による住宅建設事業である。高齢化率の高さに危機感を抱き、将来を見据えた施策であり、担当部署を超えた目的の一つにした職員の意識の高さを感じた。

さらには、住宅流通の促進策として、住宅の住み替えを促し、住宅を市場に流通させるとともに、地域外からの移住を促進し人口増加を図り、生活の質的向上と地域の活性化を目指した取り組みは、地域経済の活性化と人口増加策として高く評価できる。

乗合いタクシー事業は、市内のタクシー業者との連携によって、高齢者の利便性の向上と業界の活性化に向けた事業として評価は高いが、利用者数に疑問が残る。また、会員制による取り組みとして、商工会議所が窓口となり、行政と一体化した取り組みは評価できる。

これらの事業は、新たな生活産業の創出や快適な生活環境の整備には効果が期待できるものの、新たな雇用の確保については無いに等しいと質問を通して感じた。また年金暮らしの定住や移住者の経済的負担（家賃等を含め月15万円～17万円程度）を考えると、必ずしも高齢者に優しい事業ではないと感じた。

○橋本健二委員

伊達市は「伊達ウェルシーランド構想」により、高齢者の生活に関する産業を強化し、高齢者移住誘致に成功し、道内では数少ない人口増加自治体となっている。

当初、住民には受け入れられなかった構想であるが、行政が積極的に企業や住民に長期的なメリットを示しながら粘り強く働きかけたことが成功に結び付いたものであると言われている。

その一例に「乗合いタクシー事業」があげられる。高齢者の多い伊達市は、この事業を商工会議所とタクシー業者の連携によって実現させているが、大きな役割を果たしたのは行政（自治体）で、実現のために市は数年かけて実証実験を行い、市民ニーズの実現と企業としての採算性について確信をつかみ、企業と住民の理解を得ることに成功している。

行政の進める事業に住民を参画させる方法ではなく、住民を巻き込んで知恵と工夫を出し合うなかで事業の検討を行うという手法は大いに学ぶ必要があるのではないかと思う。

○渡辺忠次委員

伊達市は、北海道でも雪が降らず、1年間を通して暖かい地域として有名で、高齢者が転入してくるので、人口も僅かながら増加している傾向にある。

そこで、高齢者が住みやすくもっと転入増を図るために、伊達ウェルシーランド構想として、伊達版安心ハウス、伊達版優良田園住宅、ライフモビリティ（新交通システム）、そし

て高齢者支援システムの構築を企画した。それによって、産業の振興と雇用の創出を図ろうとするものであるが、確かに一時的には実現可能であるが、しかし、高齢者を呼び込むことが続けば、伊達市の負担は増え続けるので、その事業の恒久的な継続は危ういものがある。

また、新交通システムによって、タクシー事業者も運転手も収入が増えそうなので、歓迎的であるとの説明があったが、これはあくまで、伊達市が2.5km×3.5kmと大変コンパクトな市であることで可能であるが、須賀川市のように10km～20kmをタクシーで走らそうという所では大変な違いがあり、参考にすることは困難である。

行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査期日	平成 22 年 7 月 29 日	調査先	北海道恵庭市
参加者	委員長 加藤和記 副委員長 塩田邦平 委員 大倉雅志、関根保良、生田目 進、橋本健二、渡辺忠次 当局 阿部泰司 随 行 鈴木弘明				
調査事項	○子ども未来重点施策（恵庭型プレイセンター）について <ul style="list-style-type: none"> ・取組みの経緯と内容について ・今後の課題等について 				
恵庭市の概要 <p>札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちで、早くから住宅地整備を進めると共に、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められ着実に人口が増えてきている。</p> <p>また、支笏洞爺国立公園を後背地とした恵庭溪谷は、「白扇の滝」や「ラルマナイの滝」などが点在し、市の観光スポットとして、また、最近では市民主導による花のまちづくりが盛んで「ガーデニングのまち」として全国的に知られている。</p> <p>恵庭の開拓の始まりは、明治3年高知藩の移住により鋤が入れられたのが最初であり、本格的な開拓が始まったのは明治19年、山口県岩国・和木地方からの集団移住65戸が漁川沿いに入植し、その後順調に発展した。</p> <p>1 市制施行 昭和45年11月1日</p> <p>2 面 積 294.87km²</p> <p>3 人 口 68,715人 (H22.6.30 現在)</p>					
調査項目 <p>○子ども未来重点施策（恵庭型プレイセンター）</p> <p>1 恵庭市プレイセンターの概要</p> <p>プレイセンターは、ニュージーランドで60年の歴史を持つ、子育てと親の学習の優れたシステムである。</p> <p>親が協働で運営し、学習し、子育てをする、0歳から小学校入学前までの子どもとその家族のコミュニティである。</p> <p>粘土遊び、ポールプール、段ボール遊び、積み木、木のおもちゃ、絵本など10を超える遊びコーナーで、子どもは自由に、思いっきり遊ぶことができる。</p> <p>伸びのびと遊ぶために、「ダメと言わない」のがルールである。</p> <p>(1) プレイセンターの目標</p> <p>子育てからの解放ではなく、子育てを通して「家族と一緒に成長する」ことを目指す。</p> <p>(2) プレイセンターの特徴（3本柱）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自由に選ぶ遊び「自由遊び」 一斉に同じ遊びをするのではなく、子どもの自主性・創造力・忍耐力などを伸ばす「自 					

由遊び」を基本として、子どもは好きな遊びに満足するまで取り組む。

・親の学習

体験交流や子育てに関する知識や技術を交流共有し学習する。

・親による「協働運営」

プレイセンターの教育方針・運営方針は、すべて親が話し合いで決め、参加するすべての親が主体的に運営に関わっている。

質疑応答

Q 10カ所設けてある遊びコーナーには、専門的な人や有資格者を配置しているのか。

A 職員は3人いて、保育士2人、事務系職員1人で構成しているが、遊びコーナーは担当していない。遊びコーナーは、親が2人1組で担当している。

自由遊びとして遊びを作ることはかなり難しいことであり、プレイセンターの発祥地であるニュージーランドにおいても、協会から指導者が出向いて、自由あそびについて指導していると聞いている。

Q スーパーバイザーの資格は、親ではなくボランティアの方々が取得しているのか。

A スーパーバイザーは、日本プレイセンター協会が認定した資格であり、現在12人の母親が資格を取得している。

Q プレイセンターでは、保育に欠ける子どもたちを対象としているのか。また、人間社会だから、そのスタイルになじめない人もいないのではないのか。

プレイセンターは、3名の職員が中心となって運営しているのか。

A 保育に欠ける子どもたちだけではなく、0歳から小学校入学前までの子どもたち全員が対象者である。午前中は幼稚園、午後はプレイセンターを利用する、通称「午後プレ」というグループもあり、働きながらプレイセンターを利用している人達もいる。

人間社会が密になってくると友達はいらないという人もいるが、プレイセンターに通い始めると友達ができてよかったというように、意識が変わる方もいる。

自由遊びの内容や担当等について、中心となって決めるのは母親である。職員は、組織が全体として動くように、一人ひとりの親を支援するのではなくリーダーを支援している。

恵庭市には、子育て支援センターが2カ所、広場が1カ所あり、子育て支援センターは自由開放しておりいつでも利用できる。プレイセンターは去年1万6千人位が利用し、子育て支援センターと広場を合わせて、3万人位が利用した。プレイセンターの歴史は浅いが、市民からは支持されている。

プレイセンターの特徴は、無理をしないで自分が好きなことを楽しむことであり、インターネットや買い物など、母親自身ができる範囲で参加することである。

毎月1回会報を発行しており、以前、職員が担当していた時と比べて、母親が担当してからは、ページ数も増えるなど効果がある。

プレイセンターの経験者によって、まちづくりの核が生まれてきている。

Q プレイセンターと子育て支援センターとの違い、役割分担について聞きたい。

A 親達の参加の仕方が違う。子育て支援センターは、行政主導型であり行政が準備したところに親が参加する形であるが、プレイセンターは、行政が支援し親達が事業を展開する形であり、親自身にとっても成長の場となっている。

Q プレイセンターにおいては、親達が10を超える自由遊びを決めているとのことだが、ネタ切れにはならないのか。また、プール遊びなどの材料費に対して行政は支援しているのか、あるいは、親達が負担しているのか。

A 自由遊びのパターンは11から12位あり、子どもが喜ぶ水や砂などの素材が変化するものを組み込んで、ローテーションしながら取り組んでいる。同じ場所で同じ遊びを続けずに、変化を持たせて展開を変えていくことで、子どもは飽きずに楽しむことができる。

2時間30分の全体時間の中で、遊んでいる時間は2時間位であり、ニュージーランドのプレイセンターでの取り組みを参考にしながら親達は取り組んでいる。

材料費は市の予算で対応している。小麦粉ねんどに食紅などの着色料を混ぜた遊びは、人気はあるがかなり費用がかかる。

親達は、自分達が飲むコーヒー代として、毎月50円の会費で年間600円を負担している。去年は月100円の負担だったが、決算時に残金が出たので月額負担金を下げた。

Q プレイセンターに対する市の予算額はどのくらいか。子どもに人気がある遊びメニューはどんなものか。

A 市の予算は約800万円で、人件費と建物借り上げ代金が大半である。建物が自前であれば半額の費用で済む。

遊びの人気は、遊びの仕方によって変わってくる。小麦粉ねんどや、フィンガーペインティングなどは人気が高いが、どの遊びでも、親が本気にならないと子どもは寄りつかない。

Q プレイセンターは、学校や幼稚園、保育園とは異なった施設である。新たな取り組みをする際には、様々な障がいがあり、様々な制限がある中で取り組んでいると思われるが、1年半の取り組みの中でどのような課題点・問題点が挙げられるか。また、家族や親達を参加させるための方策としてはどんなことがあるか。

A 日本での子ども遊びは屋内型が多くなっており、外遊びができるスペースの確保が課題である。今ある公園では子どもたちが遊んでおらず、支持されていない。日本では戦後、支持されない公園が数多く作られてきた。

プレイセンターに限らずに、多くの人に参加してもらうためには、市民に内容を知ってもらい、見えるところで活動し、市民の関心を集めることが必要である。

恵庭市は、読書活動や花のまちづくり事業など、ボランティア活動が成熟しており、多くの方々が積極的に参加している。その方々と一緒に、まちづくりや地域づくり、子育てなどを通して人として繋がり、広がりを生んでいる。

Q 子どもたちの姿が見えず、使われていない公園や施設が多いと感じている。

昔は外で遊んで怪我をしても自分の責任として育ってきたが、今は、施設管理者や自然を管理している人達の責任とされてしまい、このような活動を成長させることができない世の中となっている。

北海道のように自然が豊富なところは、自然の活用方法が課題になってくると思われるが、子どもたちの自由な遊びが阻害されていることが問題であり、大人の意識を変える必要があるのではないかと。

A プレイセンターは、元々、ライオンというビヤホールがあった場所を借り上げて、費用をかけた改造はせず使っている。そこでは、お母さん達が主体となって行動しており、当

初、危険と思われた階段スペース等では、子どもたちが怪我をしないように母親達が目を配っている。気をつけて面倒をみるという意識が育ってきていると感じる。

委員所感

○加藤和記委員長

子育て施設である恵庭型プレイセンターで、10種類の自由な遊びに母親も子供も本気で取り組むことにより、乳幼児が健やかに成長していくという説明を聞いた。今までに見たことのなかった取り組みだった。これは、ニュージーランドで盛んに行われている子育て教育のことであり、交流もしている状況で、まだ、2年目であり多くの期待感が持たれる事業に思えた。説明の中で、子供達よりも母親達が大きく成長し、その他の地域づくりの中で、中心的な立場で活動するようになってきていることも、大変大きな成果だとのことで、子供の教育を新しい形での取り組みにより、大人達も勉強させられ、意義のある取り組みとなっているように思えた。

本市でもイベント等を通じて、こうした子育て支援は実施されていると思われるので、須賀川型のプレイセンターが作れるのではと感じてきた。

○塩田邦平副委員長

恵庭市は、母親が健やかに成長できる環境づくりの推進、子育て家庭支援サービスの充実、働きながら子どもを育てやすい環境づくりの推進、子どもの遊びと育ち環境の充実、子どもが安全に育つ安心なまちづくりの推進を子ども未来重点施策として掲げている。

恵庭プレイセンターの目標は、家族が一緒に成長することであり、自由遊び、親の学習、協働運営を基本としている。

子どもの頃、朝から晩まで遊んでいた。子どももたくさんいた。遊びが生活のすべて、それが子どもの本当の姿であり、そこで、子ども同士のつきあい方を学び育ってきた。

しかし、今の子どもたちは違う。大変なのは在宅率が8割を超える0歳から2歳の子どもたちである。母一人子一人の育児が当たり前になってきている。

一人で子育てはできない。だから仲間とともに助け合いながら子育てをする。親同士がつながりあい、支えあいながら子育てをする。それが、プレイセンターである。

いろいろな遊びの中から、子どもたちは自由に思いっきり伸び伸びと行動ができる。ダメと言わないルールである。

幅広い重点施策が実施され、子どもたちが色々な状況下で遊べ、育まれる環境づくりがされている。今回は、恵庭プレイセンターについて学び、改めて子どもたちが遊びを通して多くのことを学んでいることを再認識した次第である。今後は、本市の子育て環境に生かせるよう行動したい。

○大倉雅志委員

恵庭市における子育て等の現状について、アンケート調査を行うなかで、若い子育てのお母さん方の8割が市外の人達であることをつかみ、親子を家の中でカプセル化させない事の大切さを認識するなかから、この施策の実施につながっていると思う。

これは、子育て支援の一環のもので、どこの自治体でも行っている子育て支援センターの

事業を豊富化したものであり、住民にとって選択肢が増え、利用しやすいものとなっていると感じる。

しかも、この事業の理念が、親子が成長するというもので自主性を尊重し、行政はあくまでサポート役というところに、1つの子育て支援のあり方としての将来性を感じた。

同時に、相当の熱意をもってこの事業に取り組んでいる職員の姿も印象的であった。

○関根保良委員

次世代を担う子どもたちの健全な育成は、どの自治体にとっても、また、社会全体にとっても大変重要な課題であり、いかに行政として、個々の家庭とのかかわりを持っていき、目的が達成できるかがポイントになってくると思った。

恵庭市におけるプレイセンターは、一つの手法として大変参考にできると感じた。

「家族と一緒に成長する」を目標に、子どもたちと一緒に遊びを通し、子どもの自主性、創造力、忍耐力などを伸ばすとともに、親の体験交流や子育てに関する知識や技術と交流、共有することができるなど良い面を見て取ることができた。

一概に全部が参考になるわけではないが、現在ある子育て支援事業や、地域性なども考え合わせ、子どもたちの健全な育成のため活動していきたい。

○生田目進委員

恵庭市は、昭和45年に道内31番目の市として誕生し、現在人口約6万8千人のまちである。市域面積の特徴として、国有林が約45%で25%が自衛隊の演習施設である。

子ども未来重点施策は0歳から小学校就学前までの児童生徒を対象とした子育てを支援する事業である。

具体的には、子どもとその家族のコミュニティーを図るためニュージーランドで60年の歴史を持つ子育てと親の学習の優れたシステムとして「恵庭市プレイセンター」を開設し、家族と一緒に成長することを目指した子育て支援策である。

子どもの自主性、創造力、忍耐力などを伸ばす自由遊びを基本としたもので、市民力が発揮できる大変すばらしい取り組みである。

また、プレイセンターの教育方針や運営方針は、参加するすべての親たちが話し合いで決め、主体的に運営に関わっていることに感動を覚えた。質問でわかったことは、当該事業は、約800万円の予算額で運営し、その殆んどは、保育士2名、事務職1名の3人体制での人件費で、行政はバックアップするのみである。

親子の絆や教育現場の乱れが取り沙汰される中での事業として、3年目を迎えているが、平成21年度の利用者数は16,233人で、その殆んどが市外からの転入者で約8割を占めている。

本事業は、平成20年度地方の元気再生事業として取り組みをはじめ、内閣府から高い評価である。国の施策など新たな施策を導入し、意欲的に取り組む職員の意識の高さを伺うことができた。

子どもたちは、次世代を担う地域の宝であることから、本市においてもこども課など専門部署が新設されたことから、国の新たな施策を調査研究され、問題意識と意欲的に取り組む積極が必要であると感じた。その一方では、他市からの転入者で8割を占めていることが、

本事業が成り立つ要因の一つとして考えられることから、本市のように血縁、地縁がない地域であるため比較することは難しいとも感じた。(現状維持は衰退である言葉があるように)

○橋本健二委員

「つなげよう、広げよう、育てよう、子どもが本と出合うまち」をテーマに、総務省の支援を受けて進められている「子ども未来重点施策」事業の1つになっている「えにわプレイセンター」を視察させていただいた。

施設の中で子どもたちは、粘土、ダンボール、積み木、絵本、木のおもちゃ、絵具やボールプールなど、多くの遊びで夢中になっていた。その顔は、全員がいきいきと輝いていた。その姿を見守る母親も笑顔がいっぱいであった。

予定になかった現地調査を行ったが、私の思っていた内容とは違ったものを感じた。建物の制約がある施設で、果たして子どもたちが伸び伸びと遊び続け、親が親として成長することが可能なのだろうか。

ニュージーランドで生まれた活動のようだが、地域の理解と定着にはかなりの道のりが予想されると考える。成果があれば、多くの地域からの要望が出されることは明らかで、行政としての初めての取り組みが、市民の支持を得ることができることを心から期待するものである。

○渡辺忠次委員

子どもの自由遊び、親の学習、そして協働運営の3つの柱で成り立つプレイセンター事業は、ニュージーランドに端を発しており、これを充分研究した恵庭市が恵庭型プレイセンター事業を約1年半前にスタートした。

子どもの自由遊び—行政も親も子どもに遊びの内容や方法を強制しないで、子どもの勝手気ままにまかせることによって子どもの成長を促す。

親の学習—行政の押し付けを排除して、親あるいは親同士の自発的な行動によって親が社会性を広げ子供教育の幅と深さを増す。実はこのことが現代の教育に欠けている部分であり、行政や社会からの強制に拒否反応を示していた親達も抵抗なく入れるものとなっている。

協働運営—これも親や親達に自由な運営に委ね、創意工夫と責任も負ってもらい、行政はバックアップにまわるということである。行政が用意する遊具等は、その責任を回避しようとのことで、子どもには歓迎されないものが主流となっているが、親達にまかせることによって、子どもの目線で子どもが本当に喜ぶものが次々と用意されている。

これは、一石三鳥の興味深い注目すべき事業で、須賀川市での一日も早い研究が待たれる。

行政調査の概要

委員会名	議会運営委員会	調査期日	平成22年 8月3日～5日	調査先	大阪府泉南市 京都府亀岡市
参加者	委員長 大内康司 副委員長 塩田和幸 委員 大倉雅志 五十嵐伸 広瀬吉彦 市村喜雄 大越彰 橋本健二 随 行 渡辺忠次議長 随行事務局 安藤基寛・横川幸枝				
<p>《泉南市》</p> <p>調査項目 ①議会運営全般について 一般質問における一問一答制について ②議会改革の取り組みについて</p> <p>【市の概要】</p> <p>(5) 市制施行 昭和45年7月1日 (6) 面積 48.48㎡ (7) 人口 65,686人(平成22年4月1日現在) (8) 世帯数 25,024世帯</p> <p>1 議会運営について</p> <p>(1)議員定数 条例定数 20人／現員数 19人</p> <p>(2)会期運営 本会議初日から3日間(一般質問)→議案審査・委員会付託→常任委員会3日間→予算委員会 →事務整理日3日間→最終日(委員長報告・閉会) ※定例会は、概ね開催月の第2週目を開会日としている。(3月定例会は、第1週)</p> <p>(3)質疑・質問</p> <p>①代表質問 3月定例会における市長の施策方針についてのみ行っている。(多数会派順)</p> <p>②個人質問 一問一答方式(選択制なし。質問席から。答弁を含み60分。) 質問順は抽選による。</p> <p>③通告 議会運営委員会開催3日前の午後5時までとする。通告期間は1週間。追加質問は認めない。</p> <p>(4)議会運営委員会</p> <p>①各会派(2人以上所属)より、1人の割合で選出する。 ②開催日は、招集日の7日前とする。 ③議長は、地方自治法第105条に基づき出席する。副議長は、議長不在の場合のみ出席する。 ④決定事項の周知方法は、委員より会派の所属議員に周知し、無会派の議員には、事務局から周知する。</p>					

(5) 常任委員会

- ① 総務文教常任委員会、厚生消防常任委員会（7人）産業建設常任委員会（6人）
- ② 1日1委員会開催とする。（平成21年から）
- ③ 常任委員会の開催は会期中のみとし、閉会中は協議会での審査としている。
- ④ 付託議案及び継続審査事件がない場合は、会期中であっても開催しない場合がある。

(6) 予算審査特別委員会／決算審査特別委員会

正副議長を除く18人が半数ずつ所属し、半期ごとに交代する。定数はそれぞれ9人とする。

2 一般質問（一問一答制）について

- (1) 質問時間（答弁を含み60分）以内であれば、回数の制限なしで質問できることとする。
- (2) 平成21年3月定例会から発言席を設置する。
- (3) 一般質問における質問時間については、時間の短縮の議論があったが、議員固有の権利であるとして60分のままとした。
- (4) 現状では、一括質疑一括答弁方式と一問一答方式が混在した状態にあるが、一問一答方式による議員の割合が多くなっている。

3 議会改革に対する取り組みについて

- (1) 「議会改革に関する懇談会」の設置（平成21年1月13日）
- (2) 議会改革に関する懇談会における協議内容等
 - ① 会議規則の順守、実際の議会運営に沿った形への会議規則の見直しについて
 - ② 一般質問における発言席の設置について
 - ③ 理事者の出席の取扱いについて
 - ④ 議会のインターネット中継について
 - ⑤ 傍聴者への会議資料の配布について
 - ⑥ 会議日程の見直しや発言通告の提出について
 - ⑦ 議会ホームページの充実について
 - ⑧ 議会報告会の実施について
 - ⑨ 政務調査費にかかる条例などの見直しについて
 - ⑩ 議会基本条例及び特別委員会の設置について
 - ⑪ 行政視察及び旅費条例について
 - ⑫ 議員定数及び報酬について

4 質疑応答

Q：事前の聞き取りについてのルールはどのようになっているのか？

A：議会改革に関する懇談会において、事前の聞き取りについては必要最小限の内容とする申し合わせがなされた。

Q：一問一答にあたって、質問者の満足のいくような答弁は得られているか？

A：当初は質問と答弁に食い違いも見られたが、その後短時間の聞き取りでも理事者側においてスムーズに聞き取りが行われている。質問と答弁もかみ合った内容になってきている。

Q：事務整理日を3日設けている背景について伺いたい。

A：委員会の増等により、各種報告書等の作成などに時間がかかるため、現在は3日間の事務整理日を設けているが、この日数については今後の検討課題でもある。

Q：議員定数が20名ということで、法定上限数に比べるとだいぶ少ないようだが。

A：自治法の条例定数から見ると少ないという認識はある。また、近隣自治体の議員定数も比較的少ない傾向にある。議会改革懇談会においても、議員定数の見直しについて論議している。

Q：予算及び決算においては半数ずつでの審査となっているようだが、現在の運営の中で問題、課題等があれば伺いたい。

A：同一年度の予算、決算は同じメンバーで審査を行っている。委員の構成について、現在のところ議論はしていない。

Q：一問一答を試行しているということであるが、現状について伺いたい。

A：会派によって取り組み方に違いがあり、最近では徐々に一問一答の割合が多くなってきているが、一括質問を行う議員もいる。

Q：ヒアリングは何回程度やっているのか？

A：特に回数の取り決めはしていない。

Q：議会報告会の取り組みについて伺いたい。

A：議会改革に関する懇談会の中で、基本条例の制定との関係もあり、取り組むべきとの意見も多数あり開催する方向で考えてはいるが、現在基本条例も含め議論が始まっていない状況である。今後、活発な議論が出てくると思われる。

Q：質問事項が重複した場合の対応等について伺いたい。

A：会派内で調整してもらい、できるだけ重複しないような対応はしている。しかし、賛成、反対などそれぞれの立場の違いから、質問の重複もあり得る。

Q：審議会への議員の参加状況について伺いたい。

A：審議会には会派や個人の希望により参加しているが、委員会としての参加はしていない。

Q：議員による予算の上程とあるが、どういった内容か。

A：議員提案予算であるが、これは修正案で、幼稚園の統廃合に関する内容である。新設予算を減額修正したものである。

Q：細かく聞き取りをしているような印象は受けないが、原稿なしで答弁することもあるのか。

A：原稿なしで答弁することもあるが、予想外の質問で議会在が止まることもあり得る。

《亀岡市》

- 調査項目 ①議会運営全般について
一問一答制について
②議会改革の取り組みについて

【市の概要】

- (1) 市制施行 昭和30年1月1日
- (2) 面積 224.90km²
- (3) 人口 93,790人(平成22年4月1日現在)
- (4) 世帯数 36,518世帯

1 議会運営について

(1)議員定数

法定数 30人 / 条例定数 26人 / 現員数 26人

(2)会期運営

招集告示→(1週間)→招集日(提案理由説明)→(5日間)→2~4日目(一般質問・総括質問・委員会付託)→委員会審査(3日間)→最終日(委員長報告・表決)

(3)委員会等運営

①常任委員会(いずれも任期は2年=委員会条例により)

- i 総務文教委員会 委員定数 9人
- ii 環境厚生委員会 委員定数 9人
- iii 産業建設委員会 委員定数 8人

②議会運営委員会(いずれも任期は2年=委員会条例により)

定数 10人(会派の所属人数により会派割り当て人数を決定し選出する)
オブザーバー 2人(正副議長)

③幹事会

会派、人事、慶弔に関する事項及び各会派間の意見の調整、連絡などを協議することを目的とする。

正副議長と会派の幹事10人で構成され、議会運営委員会と同じメンバーとする。

④予算特別委員会

3月定例会に設置され、一般会計当初予算のみを所管する。委員数は13人。

※特別会計当初予算及び補正予算は各常任委員会で審査する。

⑤決算特別委員会

9月定例会に設置され、常任委員会を分科会として審査する。委員数は26人(全員)。

2 一般質問について

(1)一括質問方式と一問一答方式の選択制とする。

	一括質問方式	一問一答方式
時 期	毎定例会	
発言順位	会派の輪番制（会派に属さない議員については、会派・個人質問の後に輪番制）	
時 間	代表質問：50分（答弁含まず）→ 一括質問方式 個人質問：会派按分（1人30分以内）	
回 数	3回まで	回数制限なし。（H20.9～）
質問場所	1回目のみ演壇。2回目以降は自席 ※答弁も同様とする。	質問席（1回目から） ※答弁は自席とする。
通告期限	開会日の午後2時までとする。	
通告内容	質問事項を具体的に記入する。	
通告の方法	文書にて通告する。	

(2)一括質問方式と選択制をとっているが、100%近く一問一答方式が定着しつつある。

(3)会派按分については、1定例会につき1会派100分を限度とし、1人30分以内を会派内で調整している。無会派の議員については、1人30分以内としている。

3 議会改革の取り組みについて

亀岡市議会では、より開かれた市議会を目指し、さまざまな取り組みを進めている。

その取り組みは、平成10年10月の議会運営委員会で全国市議会議長会の「地方分権と市議会の活性化」に関する調査研究報告書を参考として議論を開始し、その後、議会運営に関する各項目について協議を続け、議長交際費の公開や議員定数条例の制定（28人とする）などを行った。

平成15年には議会活性化検討委員会を設置して活性化の議論を本格化し、一般質問での一問一答制の導入や政務調査費の領収書の公開などに取り組んだ。また、ホームページ掲載項目の充実やさらなる議員定数の削減（28人を26人に削減）などを実現し、平成18年12月に検討委員会の最終のまとめを行った。

平成19年からは議会活性化推進委員会を設置し、インターネット中継をはじめとする、開かれた議会を目指しての試みなどを行っている。

これからも市民にとってより分かりやすく身近な市議会となるよう議論を深め、議会改革に向けた取り組みを進める。

(1)これまでの取り組み

年	分類	内 容
11	本会議	本会議中の議員の呼称を「君」から「議員」に変更
〃	議会運営	質疑の通告制を採用
〃	傍聴	エントランスホールでのモニター放映を開始
〃	傍聴	傍聴の手話通訳者、要約筆記者を設置。盲導犬、聴導犬同伴の傍聴に対応
〃	傍聴	報道関係者の委員会傍聴の許可制を廃止
〃	全般	審議会委員等の参画について検討
〃	全般	議会選出農業委員に外部の2女性を登用
12	情報公開	議長交際費を公開
13	広報	女性議会を開催(1月27日・主催:ゆうあいフォーラム実行委員会・亀岡市)
〃	全般	議員定数条例を制定(議員定数を28人とする。当時の定数は30人)
14	情報公開	各常任委員会の視察結果報告を議会図書室で閲覧公開(実施は13期から)
〃	情報公開	各会派視察結果報告を議会図書室で閲覧公開(実施は13期から)
〃	情報公開	各審議会の会議内容の報告について決定(施は13期から)
〃	情報公開	ホームページで会議録を公開
〃	広報	市議会ホームページの開設
〃	広報	日曜議会を開催(12月15日)
〃	全般	農業委員の議会推薦枠(4人)を全て外部に<議員推薦せず>
15	全般	議会活性化検討委員会を設置し、項目約50件について検討開始
16	議会運営	代表質問で一問一答制を導入(6月定例会から)
〃	委員会	常任委員会の予備日を設定
〃	IT推進	議会IT推進研究会を設置し検討を開始
17	議会運営	個人質問で一問一答を導入(6月定例会から)
〃	議会運営	一問一答制用の質問席を設置(9月定例会から)
〃	情報公開	政務調査費に係る領収書の公開(平成17年度分から)
〃	情報公開	議長交際費をホームページで公開(平成17年度分から)
〃	広報	議会だよりに個人質問者の議員名、質問内容(2項目)を掲載
〃	広報	子ども議会を開催(8月26日・主催:亀岡市教育委員会・亀岡市)
〃	広報	市議会を分かりやすく紹介する「かめおか市議会ガイド」を発行
〃	IT推進	電子情報作業部会を設置(IT推進研究会に続き検討を開始)
〃	全般	議長車にハイブリット車「プリウス」を導入

年	分類	内 容
18	議会運営	議員定数条例を改正(議員定数28人を26人に削減)
"	広報	視察報告、質問通告書(詳細版)をホームページで公開
"	全般	本会議や委員会出席時の費用弁償(交通費)と審議会等の委員報酬を廃止
19	委員会	4常任委員会を3常任委員会に統合
20	全般	亀岡市政治倫理条例を制定
"	全般	議会活性化推進委員会を設置
"	広報	各議員の議案にする賛否を議会だより等で公開
21	傍聴	議会傍聴規則の見直し
"	委員会	常任委員会の月例開催(4月から)
"	広報	本会議のインターネット中継(ライブ及び録画配信)を開始(12月定例会から)
"	情報公開	会議録検索システムの公開

4 質疑応答

Q：全国的にも市民に開かれた議会ということでの取り組みがなされているが、特に市民に向けて今後考えている事柄があれば伺いたい。

A：現在、議会基本条例の制定について検討を進めており、今後は議会の報告会について進めていく考えである。現在は、賛否の状況の公開やインターネット中継の実施等を行っている。

Q：議会報告会の詳細について伺いたい。

A：現在、基本条例案の作成段階であり、運用基準についてもあわせて進めていくこととなるが、詳細については決まっていない。

Q：代表質問とあるが、個人の一般質問とは明確に異なった位置づけとなっているのか。

現在は選択制となっているが、一括質問と一問一答の比率はどのようになっているのか。また、一問一答制によりどのような効果が出ているのか。

A：代表質問は、市政全般という位置付けとなっており、個人質問はさらに詳細な部分としている。代表質問の内容について、個人質問でさらに細かく質問する場合もある。平成17年6月定例会より一問一答制を導入している。導入当初は少なかったが、最近ではほぼ一問一答による質問が行われている。効果としては、より深い内容で質問と答弁ができる点、またどういった質問が出てくるか分からないということで、理事者側における緊張感もうまれてきている点等である。

Q：堂々巡りの質問の際に、以前と比べて議長の采配が変わったと感じられる点はあるか。

A：回数制限の撤廃にあたり、申し合わせを行っている。堂々巡りの質問になった場合は、議長において制止し、次の質問に移らせることとしている。実際に行われた例はない。

Q：36日間にわたる会期もあるようだが、運営等について伺いたい。傍聴について手話通訳者、要約筆記者等の役割はどのようになっているのか。報道関係者に対する委員会傍聴の許可制を廃止しているとあるが、その経過等について伺いたい。常任委員会において予備日を設定しているが、経過、内容について伺いたい。議決の賛否を公開しているが、その経過等について伺いたい。

A：平成21年9月定例会については、決算期間も含まれているが、休会となる要因も重なり長期間となっている。耳の不自由な方に対し、通訳者が手話あるいは要約筆記により会議の内容をお知らせするものだが、実際には実績はない。常任委員会における予備日については、採決まで至らなかった場合、あるいは意見書等の協議が長引いた場合などに、予備日を使い委員会を開催している。過去2～3年においても2回ほど行われている。議案の賛否については議会だよりに掲載しており、賛否が分かれた議案のみ掲載している。

Q：委員会における報道関係者の傍聴について、ルールはどのようになっているのか。

A：審査の妨げになるような場合は、委員長より退室を促すこともあり得るが、近年は報道関係者の委員会の傍聴はない。

Q：一般質問通告期限が開会日の午後2時までとなっているが、市長の説明を聞いた後に通告できるということなのか。通告から一般質問までの時間が短いと思うが、委員会を先に開催するようになるのか。通告内容はどの程度具体的に記載しているのか。また、ヒアリングはどの程度まで行っているのか。平成19年に常任委員会を4から3に減っているが、その経過について伺いたい

A：通告については、市長の提案理由の説明ののち出してもらっている。開会日から一般質問までの約1週間の間にヒアリングが行われる。一般質問の後、常任委員会の審査が行われる。通告の内容は大項目及び中項目を記載しており、詳細についてはヒアリングで対応している。ヒアリングの程度は、議員によってさまざまである。常任委員会については、改選後に検討された内容である。定数が28人から26人に減ったこと、また、事業の見直し等により常任委員会についても4つから3つの委員会となった

Q：予算特別委員会、決算特別委員会の審査の流れについて伺いたい。

A：予算特別委員会については、開会后、市長からの説明を受けたのち部ごとに説明を受けている。およそ3～4日間かけて行われる。現地視察が行われる場合もある。その後、各会派ごとに重点項目の質疑を取りまとめを行い、最終日には質疑に対する答弁を受け、採決を行っている。決算特別委員会については、全員で審査を行っている。分科会で2日間審査したのち、全体で採決を行っている。

Q：これまでに、当初予算に対して修正案が出たようなことはあるのか。

A：平成22年3月の予算特別委員会において、当初予算が全員一致で否決された。その後修正案が提出され、最終的には可決された。

Q：常任委員会の月例開催の取り組みをしているようだが、その効果や市民に対する委員会の活

動報告の現状について伺いたい。

A：現地視察や、所管事項について当局より説明を受けたり、制度についての勉強会を行ったりしている。より深い調査ができていると思われる。また、今後の動向についても勉強会の利用等により理解が深まっているのではないかと思われる。市民向けの活動報告としては、議会だよりやホームページが中心となっている。議会基本条例の制定のなかで、これらの部分についても検討中である。

Q：常任委員会から当局に対する要望などは行っているのか。

A：今のところは特にないが、特別委員会において提言のための意見を取りまとめている状況である。

各委員の調査所感

(大内康司委員長)

泉南市においては、関西空港の開発により臨空都市としての開発、発展を目指したまちづくりで、本市と似たような立地である。議会運営については、早い時期から取り組んでおり、平成 20 年議員定数を 20 人（法定数 30 人）として実施、議会運営委員会の発議により議会改革懇談会を設置し開催をしてきた。この間、平成 21 年 2 月 18 日の第 1 次答申から同年 11 月 5 日の第 4 次答申まで実施、平成 21 年 1 月から平成 22 年 7 月まで 20 回の審議を行った。

亀岡市においては、より開かれた議会を目指して様々に取り組んでいる様子がうかがわれる。本市議会に見られない要点を記して〇〇。平成 11 年より傍聴の手話通訳者、要約筆記者配置、平成 13 年には女性議会の開催、平成 14 年には日曜議会の開催、農業委員の議会推薦枠（4 人）をすべて外部に。平成 16 年には代表質問に一問一答を導入。平成 17 年には個人質問に一問一答を導入、議会だより個人質問者名掲載、こども議会の開催。平成 18 年には議員定数を 28 名から 26 名に減少。平成 20 年には議案の賛否の公表、等々本市議運についても、今後考えていくべき事例が多く考えられた。

(塩田和幸副委員長)

泉南市議会においては、これまでの議会改革の取り組みは、地方分権に対応する地方議会の活性化を目的に議事機関としての地方議会の役割と市民の期待が高まるなか、市民の負託に的確に応えるため、議会審議の活性化・議会活動の透明化を進め市民に分かりやすい議会となる議員の活性化等について議会運営委員会とで検討方法及び検討組織を確認し、議長の諮問機関として議会改革に関する懇談会を設置し議会の改革項については議会改革に関する懇談会を設置することに決定し、各会派から提出された議会改革の項目の優先順を決定し、初めに会議規則と実際と議会運営について会議規則を遵守、実際の議会運営に合った会議規則の改正の議論が行われる。

亀岡市議会においては、より開かれた市議会を目指しさまざまな取り組みを進めて、地方分権と市議会の活性化に調査研究を参考として議論を開始しその後議会活性化検討委員会を設置して活性化の議論を本格化し、一般質問での一問一答制の導入や政務調査費の領収書の公開に取り組み、また議員定数の削減などを実現し、開かれた議会を目指しての試みなどを行って、市民の皆さんに議論を深め議会改革に向けた進め方を一般質問は一括質問方式と一問一答方式を、個人質問は答弁

含まず、回数3回まで。通告場所は、1回目のみ登壇し、2回目以降は自席で質問する。通告制限は開会日の午後2時までとする。

(大倉雅志委員)

泉南市においては、一問一答については現在始まったばかりで、携帯について模索中という印象を受けた。聴き取りについては相当に行っているので、原稿をある程度作成しつつもNO原稿で一般質問と答弁を行う部分もあるという。これは、議員側も自らの通年的なテーマを持っているので、日常的に当局と意見交換を行っていることから可能となっているものと感じた。改めて自らのテーマ課題に一層こだわりを持つことと、当局との意思交換、情報収集の必要性について認識を深めた。

また、予算・決算委員の構成が9名ずつ半分に分けており、それを予算を議決する側とその結果をチェックする側に分けるべきという考え方は興味のあるものであった。その考え方を検証してみたい。

亀岡市においては、一つに代表質問制をとっているが、政党のレベルまで会派の位置づけが明確になっているとは思えないことや、個人の質問においても、市政全般について質問することがあるなど、明確な線引きが困難なことから、当市においての代表質問制は必要ないと感じた。

二つに、一問一答方式による選択での質問をする議員が、最近の議会では17人中16人と圧倒的に多いことから、一問一答方式の有用性が高いことが明らかとなっていると感じる。須賀川市での導入にあたっては、私たち議員が一も日塔の有効性を理解してスムーズな議事と内容の濃い質問が展開されるように、自分の質問の全体像をきちんと把握しておくことが一層求められると感じた。

(五十嵐伸委員)

泉南市議会においては、現在一般質問について、一括質問質問と一問一答質問での併用で運営しているようであるが、説明の中ではどちらがよいのか判断できなかった。会派ごとの取り組みの違いで結果が出ているようである。また、答弁を原稿なしで行っていることに対しての対策を聞き取りの中で対抗質問をして充実を図っていることに対して参考になった。いずれにせよ、今後一問一答に向けて須賀川方式の質問を充実していくべきと考えました。

議会改革の取り組みについて、特別委員会をつくらず、広く多くの意見を聞くために、平成20年12月に「議会改革に関する懇談会」を設置して議論しているようであるが、進捗が少し遅いような感じがしたが、ひとつの取り組みとして参考にするべきと考えます。

亀岡市議会においては、市民のためにより開かれた議会を目指し、さまざまな取り組みを平成10年10月から議会運営委員会で進められ、より活性化を目指し、平成15年から「議会活性化検討委員会」を設置し、いろいろな取り組みをされ、どの議会でも同様と思いますが、市民の皆さんにとって、より分かりやすく身近な市議会となるよう、議会改革に向けた取り組みを進めていると感じました。その中で気になったのが、休日議会を行うことで決定したということですが、費用対効果の面ではどうなのか分かりませんが、多くの市民の方に議会を知ってもらおう試みとして、よいことではないかと思いました。当市議会でも議論を深め、よいアイデアを出し合い、改革に取り組んでいかなければならないと考えさせられました。

(広瀬吉彦委員)

泉南市における一般質問通告書は大項目、小項目と具体的に明記してあるようですが、ヒアリン

グについてはあまり詳細な質問内容については行っていないようで、これは二元代表制であるということからお互い緊張感を持って臨みたいということで、はたして質問者自身の主張や疑問点を明確に伝え、政策提言を実現できるのかが心配なところでもあります。実際、答弁者によっては結論が出なかったり球技を余儀なくされる場面も多々あるとの説明であり、はたして質問者も納得、満足して質問を終えることができるのか疑問が残ります。

また、予算決算特別委員会の委員は半数の9名ずつ就任して審査を行うということですが、予算決算審査は議員にとって行政の動きが一番見えやすい委員会であると思うので、議長、副議長は別としてやはり全議員で審議を行うのがベターではないかと思ったところです。

亀岡市においては、代表質問は質問時間が50分あり、主に大項目について行うということであり、一般質問は詳細について行うとしている。また、一括質問方式と一問一答方式をとっているということであり、ヒアリング時間、日数とも多く取って行っているようであり、それゆえに質問内容も多岐にわたり、回数制限もないことから質問内容から外れることもあり、議長の裁量が大きく運営に左右されるということでもあります。

また、予算委員会は部ごとに説明を行い、会派ごとに質疑をまとめ最終日に理事者が答弁し採決に至るということであったが、理事者答弁時の質疑はどのようにするのか疑問が残ります。

また、議会改革の取り組みについては、本市と同様な方法で開かれた議会広報を行っているとのことであり、その他休日議会の開催、全員協議会も月1回は開催され、事務事業評価、パブリックコメントも大いに取り入れながら議会改革推進委員会を開催し、48項目を3つに分類し、すぐ検討するもの、1年間でまとめるもの、4年間で結論を出すものとし、議会改革に取り組んでいるとのことでした。本市の議会制度検討委員会も12月には一定の方向性を見出したいと考えております。

(市村喜雄委員)

泉南市においては、一問一答について、通告における要旨と当局におけるヒアリングがうまくいけばという考え方とヒアリングなしで真剣勝負という議員(会派)がある。当市においては、試行期間中に検討し改善が図れればと考える。議会改革においては、審議会への議員として市長の諮問機関への参加、議会としての対応について改革すべき点があるようだ。我々の議会においても、当局のマスタープラン等の対応をどうするのか結論を先送りするのではなく、早急に取り組む必要がある。

亀岡市議会においては、平成16年から一問一答方式を取り入れ、現在は一括質問方式と併用しているが、ほとんどが一問一答方式を取り入れているとのこと。質問方式は一問一答方式へ移行すべき時期が来ている。

議会改革においては、本年から決算審査の分科会において、事務事業評価を取り入れ決算審査の参考としたとのこと。当市においても、事務事業における施策評価まで取り入れて議会においても検証できるよう当局への取り組みを要請し、議会としての受入体制、コンセンサスを図るべきである。

(大越彰委員)

泉南市議会においては、議会の活性化・議会活動の透明化に向け、議会改革に関する懇談会を設置し議会改革に取り組んでおり、その一つとして、一般質問の一問一答制を試行的に実施している。

一問一答は半分ぐらいで、質問要旨を見ても詳しい内容ではなくヒアリングは最小限に留めることになっているが、実際は当局から出向いてやっている。ガチンコでは一問一答は通告書の具体的記載は最低限必要であろうと思う。通告時間は開会美 10 日前となっており、早期の通告によりヒアリングの充実が図られ、よりよい答弁が得られるのではないかと。議会報告会については、市民への説明責任と市民の要望等に対し応えていこうとのことであるが実施までには至っていない。具体的には議会基本条例の制定を考慮して取り組んでいく考えである。議会改革においては、議論をしてできるところから答申し、長期にわたっての議論と実施、試行された項目に対しての検証を行っている点は大切なことであると改めて感じました。

亀岡市においては、一般質問について一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっており、平成 22 年 6 月議会において 17 人の質問者のうち 16 人が一問一答を行っている。通告は開会美の午後 2 時までで市長の施政方針を聞いたうえで通告ができ、一般質問日まで一週間時間を取ってその間にヒアリングを行い答弁作成の期間を設けている。休会扱いで期間的に長い気がする。通告は大、中項目のみで詳しい質問内容はヒアリングで行っており、本来のガチンコには至っていない感がある。堂々巡りにならないよう、申し合わせ事項で取り決めており特に問題はないようである。議会改革については、積極的に取り組んでおり、現在、議会基本条例の制定に向けパブリックコメントを行い、8 月には市民への条例案説明会を実施したのち制定に至る予定で、今後は開かれた議会として議会報告会を実施していく考えだという。とにかく積極的に取り組む姿勢が感じられ、我々も大いに考えていかなければならないと感じた次第である。

(橋本健二委員)

泉南市は大阪府の東部に位置し、和歌山県に近い世帯数約 2 万 5 千世帯、人口約 6 万 5 千人、面積は 48 万平方キロメートルの市である。

泉南市議会運営の特徴は、市政全般に対する各議員の一般質問のほかに、市長の市政運営に対する代表質問があり、議員の半数以上が毎議会ごとに一般質問を行っている。その発言順が通告書の提出順となっている。最近、議会のネット中継が行われるようになり発言者が増えたとのこと。

その他の特徴として挙げられることは、約 15 日間の会期であるのに 3 日間の事務整理日があること（短縮を検討中とのこと）と、傍聴者が少ないことが挙げられるのではないかと。一般質問は、当局の答弁時間も含めて 60 分とは少なく感じた。しかし、2 日間で毎議会平均 15 人の議員が質問している（議員定数 20 人）ことから活発な議論がされていることだろう。

亀岡市議会運営の説明を聞いて感心したことがいくつかある。まず、一般質問の発言順が輪番制であること。しかも、発言時間は会派の人数に応じて 1 人 30 分が与えられその利用の仕方については、会派に任せられていることには驚きであった。さらに、一般質問の方式が「選択制」となっていることである。「一括」方式とするのか「一問一答」方式とするのかが知るもんする議員が判断することになっていて、大半の議員が「一問一答」方式を選ばれているとのことである。そのことが、議員側からみれば「突っ込んだ質問」ができ、当局にとっては十分な答弁ができることに加えて、当局に緊張感を高める効果が出ているそうである。12 月議会から試行されることから須賀川市議会での期待が高まるのは私だけだろうか。

もう一つ感心したことがある。議会だよりが各議員の「議案に対する賛否」を住民に公開していることである。前日の泉南市も同様であったが、住民にわかりやすい議会を目指すのであれば当然のことだろう。須賀川市議会も学ぶべきことではないかと強く思いました。

